

第3次大江町環境基本計画

令和7年3月

大 江 町

目次

第1章 基本的事項	1
(1)計画策定の背景	1
(2)計画の目的.....	1
(3)計画の期間.....	2
(4)計画の対象地域	2
(5)計画の位置づけと役割	2
(6)計画の範囲.....	3
(7)町民・事業者・町の役割と責務.....	3
(8)主な見直し	4
第2章 大江町の現状.....	5
1. 町のすがた.....	5
2. 町の環境.....	9
2-1 自然環境.....	9
2-2 生活環境	11
3. 地球環境.....	16
第3章 町民・事業者の環境意識	22
1. 調査概要	22
2. 調査結果.....	22
第4章 計画の進捗状況.....	26
第5章 大江町の課題.....	28
第6章 望ましい環境像と基本目標	29
1. 望ましい環境像	29
2. 基本目標.....	30
3. 施策体系.....	32

第7章 目標の達成に向けた主要施策及び取組み	34
基本目標1【共生】人と自然が共生するまち	34
基本目標2【生活】自覚と行動のまち	39
基本目標3【循環】地球にやさしい循環型のまち	44
基本目標4【脱炭素】カーボンニュートラルで持続可能なまち	47
第8章 大江町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	52
1. 基本的事項	52
2. 温室効果ガス排出量の現状	55
3. 温室効果ガス排出量削減に向けた課題	62
4. 温室効果ガス排出量の削減目標	63
5. 目標達成に向けた取組み	66
第9章 計画の推進に向けて	75
1. 計画の推進体制	75
2. 計画の進捗管理	76
「卷末資料」	
1. 大江町環境基本条例	資-1
2. 用語集	資-5

本文中の「*」が付く用語は、卷末資料の用語集に解説を掲載しています。

第1章 基本的事項

(1) 計画策定の背景

大江町では、良好な環境を保全し、町民の将来にわたる健康で安全かつ快適な生活を守るため、2003（平成15）年1月に制定した「大江町環境基本条例」に基づき、同年3月に「大江町環境基本計画」を策定しました。その後、環境に対する社会的な考え方、取組み、町民の認識の変化を踏まえ、2011（平成23）年に「第2次大江町環境基本計画」を策定し、環境施策を推進してきました。

「第2次大江町環境基本計画」策定以降の社会の動きとして、国連では、持続可能な社会の実現のため、2030（令和12）年までの国際目標としてSDGs*が掲げられたほか、国内外で2050（令和32）年までの脱炭素社会*の実現に向けた取組みが加速しています。あわせて、生物多様性は回復に向けて動き始めており、2022（令和4）年に国際的な枠組みが採択されました。また、国が2024（令和6）年に策定した「第六次環境基本計画」では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が環境政策の最上位の目標として掲げられました。

大江町においては2023（令和5）年3月に「ゼロカーボンシティ*」を目指すことを宣言し、SDGsの達成に向け様々な施策を展開しています。

この度、「第2次大江町環境基本計画」の計画期間の終了に伴い、これらの社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえて、環境基本計画の改定を行いました。



出典：大江町ホームページ

(2) 計画の目的

国や県の環境基本計画や、「第10次大江町総合計画」の町の将来像「ちょうどいい 幸せ感じるまち」を実現するため、大江町の良好な環境の保全等に関する目標及び施策の方向等を定め、環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

併せて、大江町の事務事業における地球温暖化*対策の推進を図ることも目的とします。

(3) 計画の期間

計画の期間は、2025（令和7）年度を初年度とし2030（令和12）年度までの6年間とします。

(4) 計画の対象地域

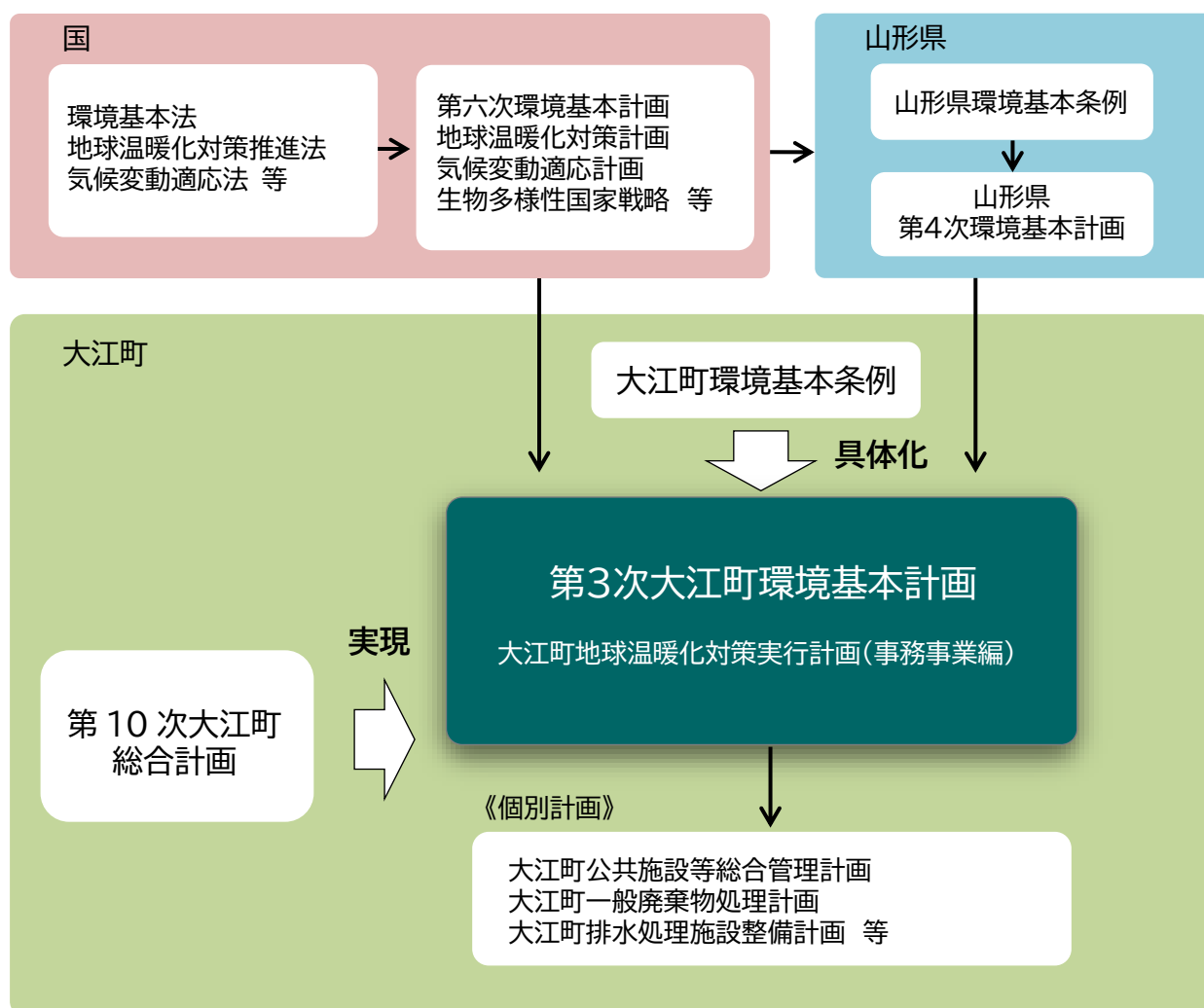
本計画の対象地域は大江町全域とします。

ただし、町域を超えた対応が求められる地球温暖化対策等の施策については、国、県、周辺市町との広域的な連携を図ります。

(5) 計画の位置づけと役割

本計画は、「第10次大江町総合計画」を上位計画とし、「大江町環境基本条例」第8条の規定に基づき策定され、大江町の環境行政における総合的な指針として位置づけられるものです。また、大江町の事務事業における地球温暖化対策の拡充を図るとともに、一体的に取組みを推進するため、「大江町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を内包しています。

国の法令や県の条例及び計画と整合を図りつつ、大江町の個別計画の中で環境の保全や創造等に関連する事項については、本計画の示す方向性と整合を図る必要があります。



(6) 計画の範囲

本計画の範囲は、大江町環境基本条例の考え方を踏まえて、「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」とします。

【計画の対象範囲】

環境分野	対象となる環境項目
地球環境	地球温暖化、生物多様性*の保全、オゾン層の破壊*、酸性雨*、エネルギー、海洋汚染 等
自然環境	森林、農地、水辺、動植物、生態系*、自然景観、歴史・文化 等
生活環境	大気、水、土壌、公害問題、廃棄物、資源循環 等

(7) 町民・事業者・町の役割と責務

本計画の推進にあたっては大江町環境基本条例に基づき、町民、事業者、町が望ましい環境像の実現に向けて連携しながら、それぞれの立場の役割と責務を果たしていきます。

【町民】

- ・日常生活の中で、環境への負荷をできるだけ少なくするための行動を自主的に行います。
- ・環境について学び、理解を深め、町が実施する環境施策に協力します。

【事業者】

- ・事業活動によって生じる公害を防止するとともに、自然環境を保全するための措置を講じます。
- ・法令に基づく規制や基準の遵守に加え、より環境への負荷の少ない事業活動に努めます。
- ・町の環境施策に協力するほか、地域での環境保全活動等にも積極的に参加します。

【町】

- ・良好な環境の保全に関し、国、県及び他の地方公共団体と連携・協力しながら環境施策の推進に努めます。
- ・大江町の環境問題等を把握し、解決のための総合的な施策を策定し、計画的に実施します。

(8) 主な見直し

計画の主な見直し内容は以下のとおりです。

●最新動向の反映、施策体系の見直し

- ・SDGs、パリ協定の採択、地球温暖化対策推進法*の改定、生物多様性国家戦略 2023-2030*及び第六次環境基本計画の閣議決定等の最新の社会動向を踏まえ、町としての対応を整理しました。
- ・脱炭素及び生物多様性の保全に向けた施策の充実化を図るために施策体系を見直しました。

●管理指標の設定

- ・個別目標の進捗管理のための指標を設定しました。

●地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の内包

- ・大江町の事務事業から排出される温室効果ガス*排出量を削減するため、地球温暖化対策推進法の第21条第3項に規定される地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、本計画に内包しました。

●SDGsの視点による施策展開

- ・施策の展開にあたりSDGsの視点を取り入れ、基本目標ごとに関連するSDGsのゴールを整理しました。

●その他

- ・計画書中に掲載の各種データを最新のものに更新しました。
- ・計画書の構成、使用する用語、表現の見直しを行いました。

第2章 大江町の現状

1. 町のすがた

1-1 町の概況

大江町は、山形県のほぼ中央部、山形盆地の西部に位置しています。東には寒河江市、西及び北には西川町、南には朝日町がそれぞれ接しており、朝日山系に源を発し最上川に注ぐ月布川を中心として東西 24km、南北 16km の東西に細い地形となっています。町西部は朝日山系の小朝日岳（1,647m）、古寺山（1,501m）等の高山群に囲まれており、東に向かうに従い、標高が下がり、田、畑、樹園等の耕地が開け集落が散在しています。大江町の中心市街地である左沢は、最上川と月布川が合流する町の東端に位置しています。

気候は、内陸型で積雪寒冷地帯に属し、積雪期間は概ね 12 月上旬から 3~4 か月に及びます。特に、西部山間地の積雪期間は 5 ヶ月間の長期にわたり、積雪量は町の中心部で 0.6m 前後、山間部は 2~3m に達し特別豪雪地帯に指定されています。また、2023（令和 5）年の降水量は年間 1,214mm、月別の平均気温は、最も高いのが 26.8℃（8 月）、最も低いのは -1.6℃（1 月）となっています。

【朝日連峰】

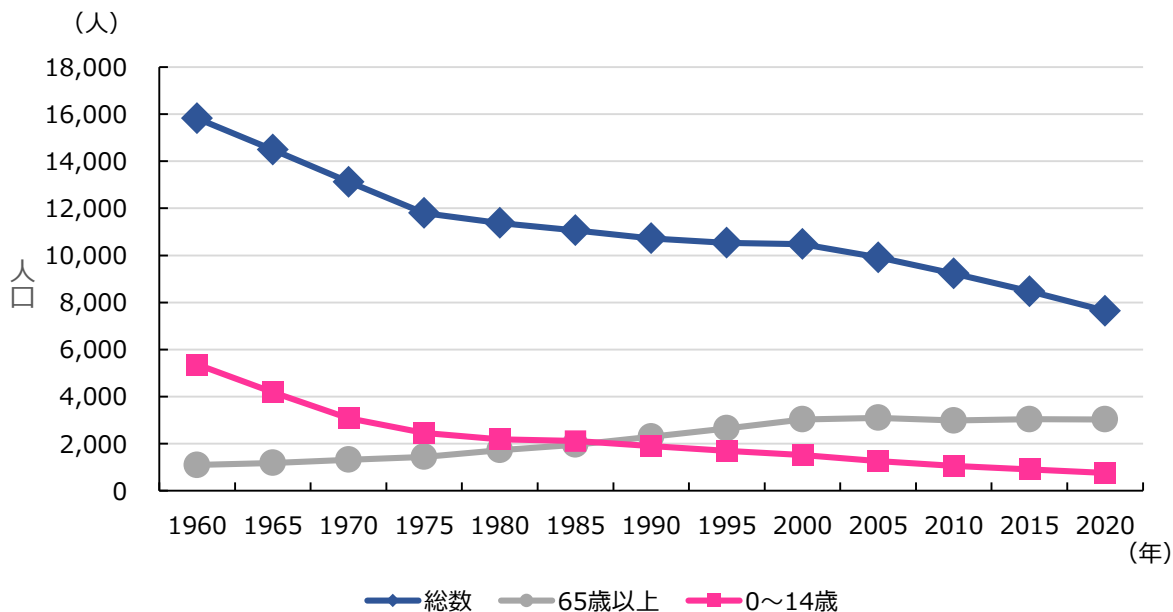


出典:おおえぐらしホームページ

1-2 人口

大江町の人口は、1960（昭和 35）年の 15,819 人から、過疎の進行によって年々減少しています。2020（令和 2）年には 7,646 人となり、60 年間で 8,173 人（51.7%）が減少しました。特に 0 歳~14 歳の区分では、この 60 年間で 4,604 人（85.8%）減少し、65 歳以上では 1,942 人（277.7%）の増加となっており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

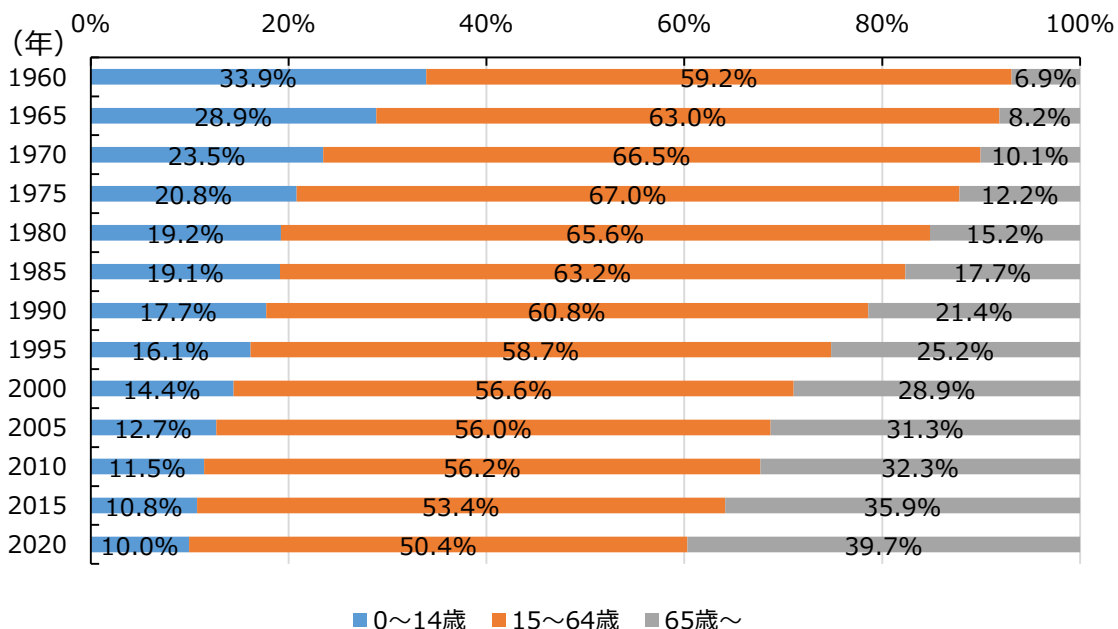
【人口の推移】



資料: 国勢調査

【人口構成の推移】

(単位: 比率 %)



資料: 国勢調査

1-3 土地利用

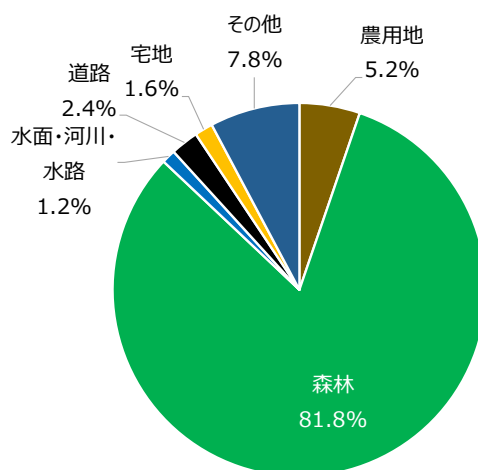
町の総面積 154.08k m²のうち、2023（令和5）年の土地利用状況は、森林 81.8%、農用地 5.2%、水面・河川・水路 1.2%、道路 2.4%、宅地 1.6%、その他 7.8%となっています。このうち、森林、農用地といった緑地の部分は、町全体の 87.0%を占めており、自然豊かな緑あふれる町といえます。

【利用区分毎の町土利用の推移】

(単位:ha)

利用区分	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
農用地	845	842	835	828	808
農地	845	842	835	828	808
採草牧草地	-	-	-	-	-
森林	12,621	12,621	12,623	12,623	12,603
原野	-	-	-	-	-
水面・河川・水路	189	186	185	185	185
水面	36	33	33	33	33
河川	125	125	125	125	125
水路	28	28	27	27	27
道路	372	372	373	373	371
一般道路	283	283	283	283	285
農道	43	43	43	42	41
林道	46	46	47	48	45
宅地	242	242	243	243	243
住宅地	171	170	170	170	169
工業用地	13	15	15	15	15
その他宅地	58	57	58	58	59
その他	1,139	1,145	1,149	1,156	1,198

資料:山形県統計年鑑より作成



2023年利用区分割合

資料:山形県統計年鑑より作成

1-4 産業

大江町の就業人口は、2020（令和2）年で3,991人となっており、2000（平成12）年の5,418人と比較すると1,427人（26.3%）減少しています。

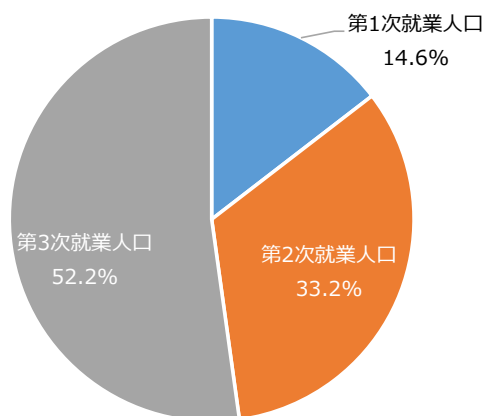
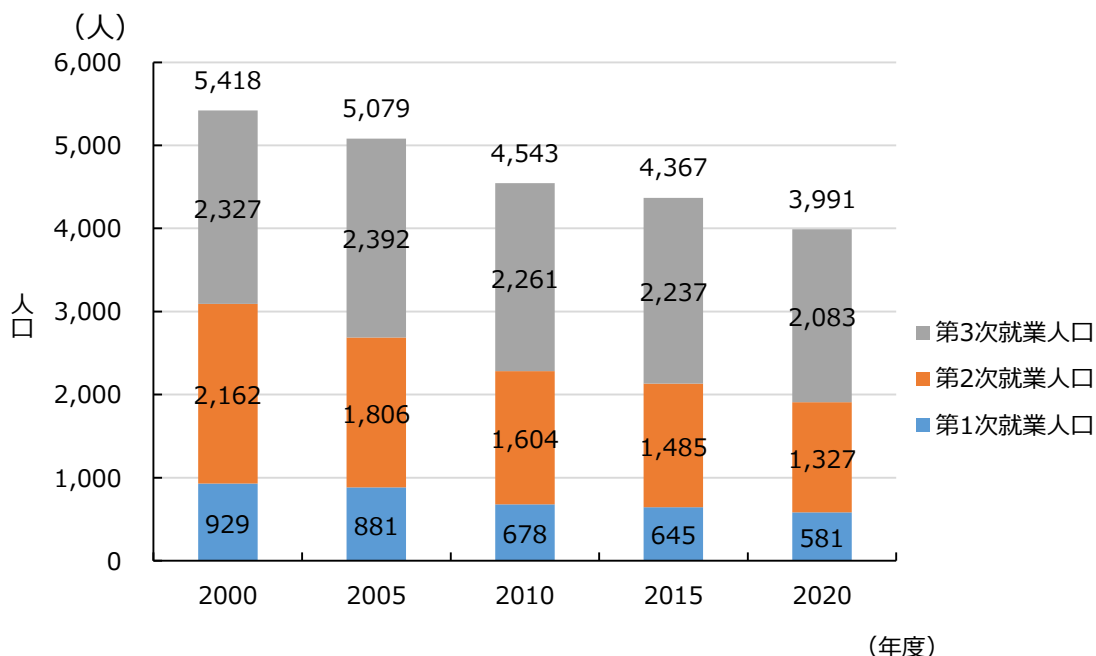
2020（令和2）年の産業別就業者人口は、第1次産業581人、第2次産業1,327人、第3次産業2,083人で、それぞれ全体の14.6%、33.2%、52.2%を占めています。就業者は、2000（平成12）年比で第1・2・3次産業で減少しています。

【大江町の特産品 スモモ】



出典：大江町提供資料

【産業別就業者の推移】



2020年産業別就業者人口割合

資料：国勢調査

2. 町の環境

2-1 自然環境

(1) 森林

大江町の約80%を占める森林は、優良材である「西山杉」、山菜やキノコといった多くの恵みを与えてくれるほか、災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収といった公益的機能を有し、私たちの生活に恩恵をもたらしています。

町西部には、東北のアルプスと称される朝日山系の小朝日岳（1,647m）や古寺山（1,501m）がそびえ、大江町と西川町にまたがる大頭森山（984m）はブナ林の美しい景勝地として親しまれています。

豊かな森の中には数多くの動植物をみることができます。クマタカをはじめとする数多くの野鳥やニホンカモシカ、モリアオガエル等の貴重な野生動物が生息しています。また、東北南部と新潟県の一部でみられるヒメサユリ等の希少植物や、松保の大スギ、小鉾の神代カヤ等の巨樹が生育しています。

しかしながら、大江町では人口減少・高齢化により、人工林の荒廃や農地の耕作放棄が進んでいます。また、地球温暖化の影響でマツ枯れ等の森林病害虫等の被害が拡大しており、自然災害の発生や景観の悪化が危惧されます。

(2) 河川

朝日山系に源を発し、町を東西に流れる月布川の上流部ではイワナ、中流部から下流部にかけては町の魚であるサクラマス（ヤマメ）等が生息しており、周辺では町の鳥であるヤマセミをみることができます。上流部の古寺から柳川の間は、神通峡と呼ばれる渓谷で、月布川の清流と周囲の緑が大江町を代表する自然景観を形成しています。

近年は、地球温暖化の影響と考えられる豪雨により、河川の氾濫が頻発しており、私たちの生活を脅かしています。

【町の魚 サクラマス(ヤマメ)】



出典:大江町ホームページ

【町の鳥 ヤマセミ】



出典:大江町ホームページ

(3) 外来生物

外来生物*とは人間の活動により、本来の生息地から生息していない地域へ持ち込まれた生き物のことです。このうち、特に生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすおそれがあるものは特定外来生物に指定され、輸入、放出、飼養等、譲渡し等の禁止といった規制がかけられています。

環境省が実施している特定外来生物の市区町村別侵入状況の把握のためのアンケート結果によると、大江町では 2022（令和 4）年以前から特定外来生物に指定されているウシガエル、コクチバスの生息が確認されています。既に確認されている外来生物の生息拡大を防ぐとともに、未確認の外来生物の侵入防止に取り組む必要があります。

【ウシガエル】



【コクチバス】



出典:環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>)

(4) 歴史・文化

左沢市街地を一望できる楯山（222m）には、14 世紀後半に大江元時によって築城された左沢楯山城跡があり、2009（平成 21）年 2 月にはその歴史的価値が認められ国指定文化財の指定を受けました。また、城下町及び河岸集落に起源を持つ、都市構造の重層及び都市機能の複合が特徴的な町場景観として最上川の流通・往来及び左沢町場の景観が、2013（平成 25）年 3 月に風景の国宝といわれる国の重要文化的景観に選定されました。将来的な保存整備と活用に向け、サイン等の整備が進められています。

【左沢楯山城跡】



【最上川の流通・往来及び左沢町場の景観】



出典:大江町ホームページ

2-2 生活環境

(1) 大気環境

大気汚染に関して、汚染物質の発生源となる自動車交通量をみると、2021（令和3）年の国道287号藤田原地点では8,991台/12hの交通量があり、2015（平成27）年比で3%増加しています。

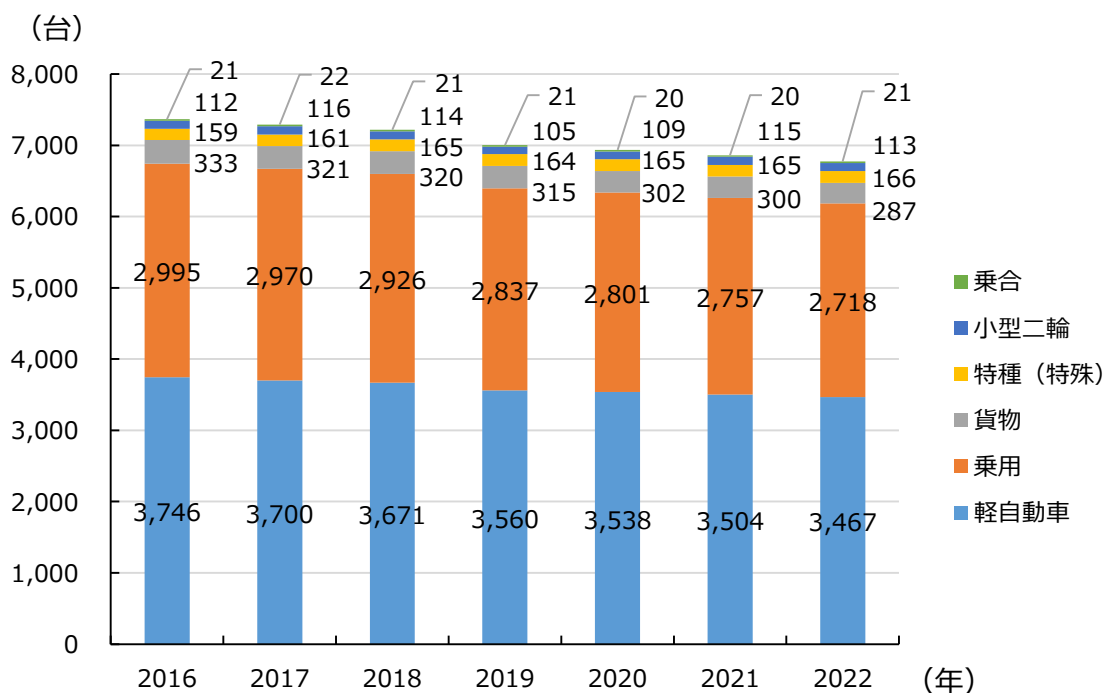
【自動車交通量】

路線名	観測地点	自動車類(台/12時間)			伸び率	
		2010年	2015年	2021年	2015/2010	2021/2015
国道287号	藤田原	7,412	8,752	8,991	1.18	1.03
国道458号	弁財天	1,536	2,204	1,982	1.43	0.90
長井大江線	寺ノ下	638	589	527	0.92	0.89
大江西川線	前表	3,395	2,921	2,397	0.86	0.82
大江西川線	川原	3,395	655	586	0.19	0.89
左沢浮島線	前田	3,032	3,379	3,135	1.11	0.93
左沢浮島線	横町	2,415	2,406	1,779	1.00	0.74
中山三郷寒河江線	中宿	351	395	80	1.13	0.20

資料:令和3年度自動車交通量調査(山形県)

大気汚染の原因の一つである自動車排気ガスに関する大江町の自動車保有台数をみると、2020（令和2）年度では人口1人当たり0.91台で全国平均0.49台を上回っています。なお、自動車交通による大気汚染や騒音等の公害に関しては問題になったことはありません。

【大江町の自家用自動車保有台数】



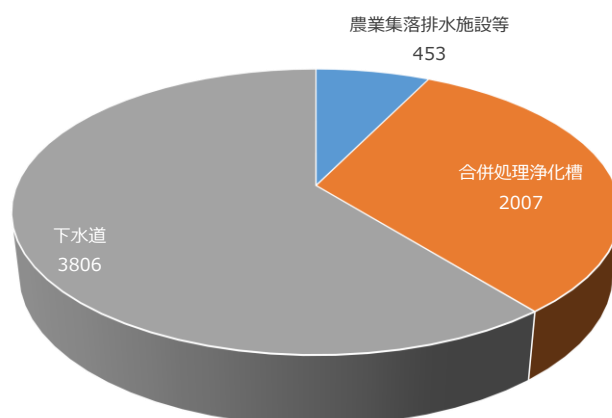
資料:東北運輸局山形陸運支局

(2) 水環境

水環境では、これまで生活様式の多様化と生活水準の向上、産業活動の進展により上水使用水量が増加し、生活排水の流入による河川の水質汚濁が問題視されてきました。私たちの快適な生活環境を保全するためには生活排水の処理を徹底する必要があります。大江町の生活排水の処理形態をみると、2023（令和5）年度末で、水洗化・生活雑排水処理人口は6,266人となっており、汚水処理人口普及率は87.0%になります。今後も公共下水道への接続や合併浄化槽の設置による生活排水の適正処理を進めることで、河川に排出される汚濁負荷を軽減し、良好な水環境を維持していくことが重要です。

【生活排水処理人口の状況】

（単位：人）



2024(令和6)年4月1日現在

資料：山形県の下水道(令和6年10月 山形県)

(3) 廃棄物

大江町の2022（令和4）年度のごみの総排出量は、1,988tで、家庭系が1,557t（78.3%）、事業系が431t（21.7%）となっています。分別区分ごとの排出量をみると、もやせるごみが1,721t（86.6%）で最も多く、次いで、もやせないごみが111t（5.6%）、粗大ごみ79t（4.0%）となっています。総量に対する町民1人1日あたりの排出量は733gと、全国平均の880g及び県平均の909gを下回っています。ただし、コロナ禍の影響により2020（令和2）以降、町民1人1日あたりの排出量が増加していることから、今後も、町民の積極的なごみ減量化への取り組みを継続する必要があります。

また、古紙類、布類等の集団資源回収は、子ども会等を中心に年2回実施されており、その回収量は2024（令和6）年度で55tですが、コロナ禍を経て集団での地区活動の減少や少子化等の影響で年々回収量は減少傾向にあります。循環型社会*形成に向けてリサイクル*率を高めていくとともに、教育の一環として、今後も資源ごみの回収に取り組んでいく必要があります。

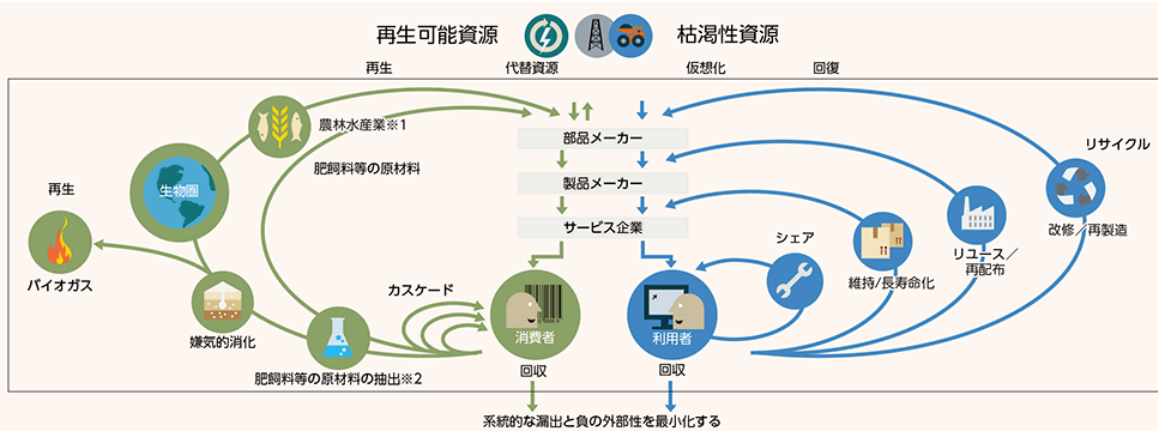
ごみのポイ捨て、不法投棄に関しては、地域でのクリーン作戦等を通じて美化に努めるとともに、地域の環境を整備する意識の高揚を図っています。また、不法投棄に対しては、大江町環境衛生組合連合会及び村山地区不法投棄防止対策協議会での啓発やパトロールを行っています。不法投棄の監視活動として防犯カメラによる監視を行っており、不法投棄の摘発につながった事例もあることから、引き続き取り組みを強化していきます。



コラム:第五次循環型社会形成基本計画

国は「循環型社会」の形成をより一層推進していくため、2024（令和6）年に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。計画では循環経済（サーキュラー・エコノミー*）への移行が全面に打ち出されており、これまでの廃棄物適正処理等のほか、地域の特性を活かした資源循環システムの構築や再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス*・ファッションロス削減等によるライフスタイルの転換といった方向性が示されています。

【循環経済(サーキュラーエコノミー)のイメージ】



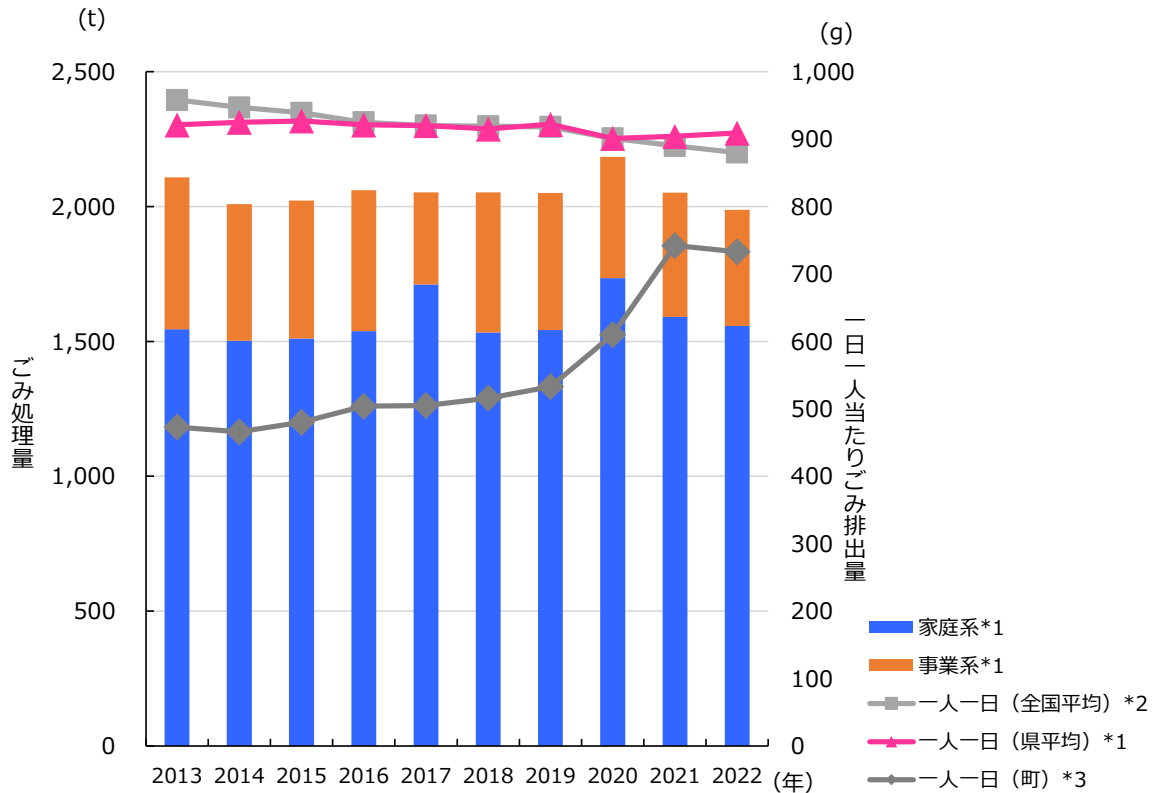
注： ※1 狩猟と漁撈（ろう）

※2 収穫後と消費済の廃棄物の両方を投入として利用可能

資料：Ellen MacArthur Foundation, SUN, and McKinsey Center for Business and Environment [Drawing from Braungart & McDonough, Cradle to Cradle (C2C)] より環境省作成

出典:環境省「平成 28 年版循環型社会白書」より

【ごみ処理量の推移】



資料:*1 山形県循環型社会白書(平成 26 年度から令和 5 年度まで、山形県環境エネルギー部循環型社会推進課)
 *2 日本の廃棄物処理 令和 4 年版(環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)、災害廃棄物を除いた排出量値
 *3 大江町提供データ

【ごみの内訳】

年度		燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	廃乾電池
2020 (令和 2) 年度	家庭系 及び 事業系 ごみ	1,835 t	174 t	94 t	1.4 t
		資源ごみ (びん)	資源ごみ (空缶)	資源ごみ (ペットボトル)	廃蛍光管
		52 t	16 t	11 t	0.3 t
		その他 プラスチック	合計	2,184 t (内訳 家庭系ごみ 1,735 t 事業系ごみ 449 t)	
	生し尿	651 kL	浄化槽汚泥	2,446 kL	合計

資料:大江町一般廃棄物処理計画(令和4年3月 大江町)

(4) 環境学習

大江町山里交流館は、閉校した小学校の校舎を活用した宿泊できる自然・文化体験施設です。山里交流館では、田んぼの生き物調査隊、サバイバルデイキャンプ、リバートレッキング、薪ストーブピザ体験、ウォータースライダー等の様々な自然体験プログラムを実施しています。町内の小学校、保育園でも利用され、大江町の自然環境を体感できる教育につながっています。

また、大江町では、生涯学習の推進を目的に、大江町民づくりカレッジとして、中央公民館を拠点に、シルバー講座、おらだの町探訪、まちづくり出前講座等を実施しています。シルバー講座では山里交流館や施設周辺環境についての講演、おらだの町探訪では県天然記念物指定の保存木の見学や気象・水害等についての学習を実施しています。また、まちづくり出前講座ではごみ分別・減量化、カーボンニュートラル*、景観、森林、農地、上下水道、歴史・文化といった環境に関連する講座を開講しています。

【田んぼの生き物調査隊の様子】



出典：山里交流館ホームページ

【まちづくり出前講座メニュー(一部抜粋)】

番号	講座名	内容・サブタイトル	担当課
3	ゴミ分別と減量化	ゴミの分け方出し方・リサイクル方法	総務課
6	災害時への備え	町のハザードマップについて	総務課
7	災害時に命を守るために	災害時の避難情報の受け取り方	総務課
9	次代につなげる景観づくり	景観計画について	政策推進課
11	環境にやさしいまちづくり	カーボンニュートラルについて	政策推進課
25	地産地消と食育	町内の農作物と食育の取組み	農林課
26	これからの農業	担い手の確保について	農林課
27	森林を知る	森林の現況と取組みについて	農林課
28	農地について	農地関係の法令と手続き	農業委員会
31	下水道のはなし	下水道の役割	建設水道課
32	水道のはなし	上水道の現状	建設水道課
33	生涯学習のすすめ	充実した人生をおくるための生涯学習	教育文化課
35	町の文化財めぐり	町にある文化財を学ぶ	教育文化課
36	重要文化的景観の街並みめぐり	国選定重要文化的景観の左沢町場の散策	教育文化課
37	町の歴史にふれてみよう	身近な歴史を学ぶ	教育文化課
38	左沢楯山城跡めぐり	現地説明と散策	教育文化課

※2024（令和6）年度の出前講座メニューから環境に関連する講座を抜粋したものです。

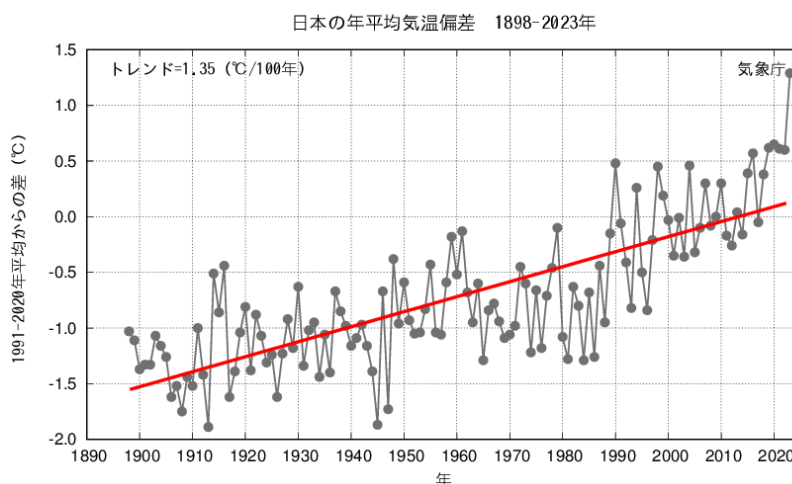
3. 地球環境

3-1 地球温暖化

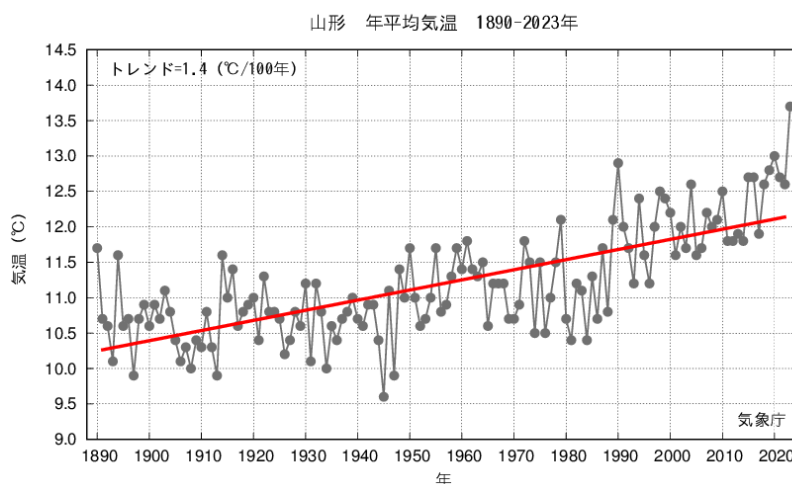
(1) 地球温暖化の現状

世界的な問題となっている地球温暖化は、産業革命以降、多くの化石燃料が用いられることで、大気中に大量に放出される二酸化炭素等の温室効果ガスの増加が原因とされています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*第6次評価報告書統合報告書によると 1850～1900年を基準とした世界平均気温は 2011（平成 23）年～2020（令和 2）年に 1.1℃の温暖化に達しています。これは、少なくとも過去 2000 年間に渡って経験したことの無い速度になります。また、日本では 100 年あたり 1.35℃、山形県でも 100 年あたり 1.4℃上昇しています。

【日本の年平均気温偏差】



【山形県の年平均気温推移】



資料:気候変動適応プラットフォーム

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/map/observation.html>

(2) 「パリ協定」の採択

2015（平成 27）年に第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議*（COP21）がフランスのパリで開催され、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。協定では世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」等が掲げられました。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」によると、気温上昇を約 1.5℃に抑えるためには、2030 年までに 2010 年比で世界全体の温室効果ガス排出量を約 45%削減することが必要とされています。

(3) 国のカーボンニュートラル宣言

2020（令和 2）年、菅内閣総理大臣の所信表明演説の中で、日本が「2050 年までに二酸化炭素排出の実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指すことが宣言されました。加えて 2021（令和 3）年には、地球温暖化対策推進本部、及び米国主催の気候サミットにおいて、「2050 年目標と総合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていくこと」が表明されました。

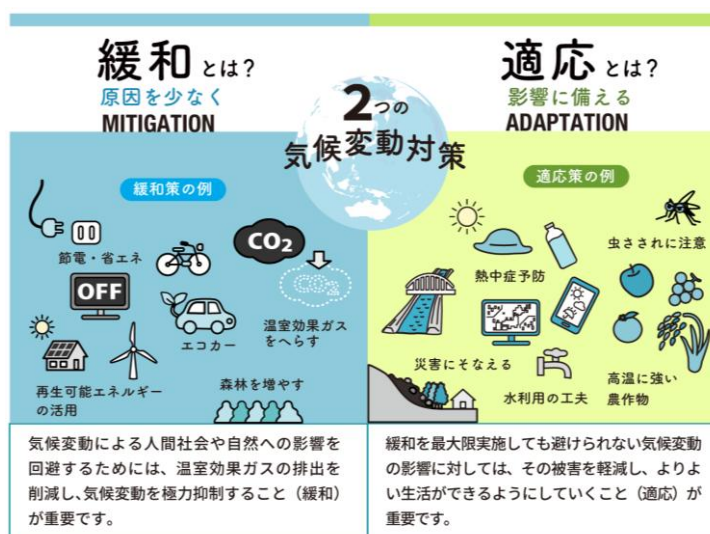
その後同年 6 月、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、パリ協定・カーボンニュートラル宣言等を踏まえ、2050 年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を基本理念として新たに加えました。また再生可能エネルギー*の導入目標設定が市町村の努力義務とされました。

大江町においても豊かな自然と環境を守る持続可能な地域づくりを推進していくため、2023（令和 5）年 3 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を宣言しました。



コラム:緩和と適応

気候変動*の対策には、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を減らす「緩和」と、気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の 2つがあります。「緩和」の取組みに加えて、気候変動の影響により受ける被害を回避・最小化するための「適応」の取組みを進めていく必要があります。



出典: 気候変動適応情報プラットフォームホームページ

(4) 気候変動適応策の推進

近年、平均気温の上昇、大雨の頻度の増加による農産物の品質低下、災害の増加、熱中症リスクの増加等の気候変動の影響が全国各地で確認されており、気候変動問題は全ての生命の生存を揺るがす深刻な問題となっています。温室効果ガスの増加によって、こうしたリスクが今後さらに拡大することが懸念されています。気候変動の影響に対処するためには、緩和策だけでなく、被害を回避・軽減する「適応策」が必要とされています。

気候変動への適応を推進するため、2018（平成 30）年 6 月に「気候変動適応法*」が公布されました。同年 11 月には「気候変動適応計画*」が閣議決定され、2021（令和 3）年に改定、7 つの基本戦略のもと、各分野ごとに適応に関する取組みが示されました。地方公共団体に対しては、自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進が求められています。また、近年の熱中症による死亡者数の増加を受けて 2023（令和 5）年に「気候変動適応法」が一部改正されました。この一部改正により、熱中症対策の強化や、死亡者数を現状から半減する目標等が追加され 2024（令和 6）年より全面施行されています。

【気候変動適応計画の 7 つの基本戦略】

基本戦略	7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進		
1	あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む 農業・防災等の各施策に適応を組み込み効果的に施策を推進	4	地域の実情に応じた気候変動適応を推進する 地域計画の策定支援、広域協議会の活用
2	科学的知見に基づく気候変動適応を推進する 観測・監視・予測・評価、調査研究、技術開発の推進	5	国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する 国民参加の影響モニタリング、適応ビジネスの国際展開
3	研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する 国立環境研究所・国の研究機関・地域適応センターの連携	6	開発途上国の適応能力の向上に貢献する アジア太平洋地域での情報基盤作りによる途上国支援
		7	関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する 気候変動適応推進会議（議長：環境大臣）の下での省庁連携

出典:環境省「令和元年版環境白書」より

(5) 大江町の影響

気候変動の影響については、大江町においてもこれまで生息が確認されなかったイノシシ等による鳥獣被害の拡大、農作物の異常高温・少雨による障害、豪雨による最上川・月布川の氾濫、熱中症リスクの増大といった事象が既に確認されています。

2022（令和 4）年の豪雨では町内の各地で最上川が氾濫しました。百目木地区では、過去にも最上川の水位上昇により、多数の住宅が浸水しており、現在、堤防整備が進められています。温室効果ガスの排出を削減する緩和策だけではなく、災害時は「大江町災害廃棄物処理計画」に基づいた災害廃棄物の適切な対応を行うといった気候変動影響を低減・回避する適応策の推進が重要となります。

【2022(令和 4)年 8 月豪雨 百目木地区】



出典:大江町ホームページ

3-2 生物多様性の保全

(1) 4つの危機

豊かな生物多様性に支えられた生態系は、私たちが生存するために欠かせない安全な水や食料の供給や、自然と触れ合うことで生まれる身体的・心理的経験や発想（インスピレーション）のもとになっており、良質な生活を支えています。しかし、人間活動の影響により、過去 50 年間の地球上の種の絶滅は、過去 1,000 万年の平均の少なくとも数十倍から数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後更に加速することが懸念されています。生物多様性の保全は、地球温暖化対策と同様に取り組むべき地球環境問題の 1 つとなっています。

日本の生物多様性も 50 年間損失し続けているとされており、その要因として「4 つの危機」が挙げられます。

●第1の危機:開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

- ・鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取が個体数の減少をもたらします。
- ・開発行為によって動植物の生息環境が消失しています。

●第2の危機:里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下

- ・農地、水路・ため池、薪炭林や農用林、採草地等の二次草原、森林等が利用されなくなったことで里地里山の動植物の生息環境が消失しています。

●第3の危機:外来種や化学物質等の人間の持ち込みによる生態系のかく乱

- ・外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしたりしています。
- ・化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、生態系に影響を与えています。

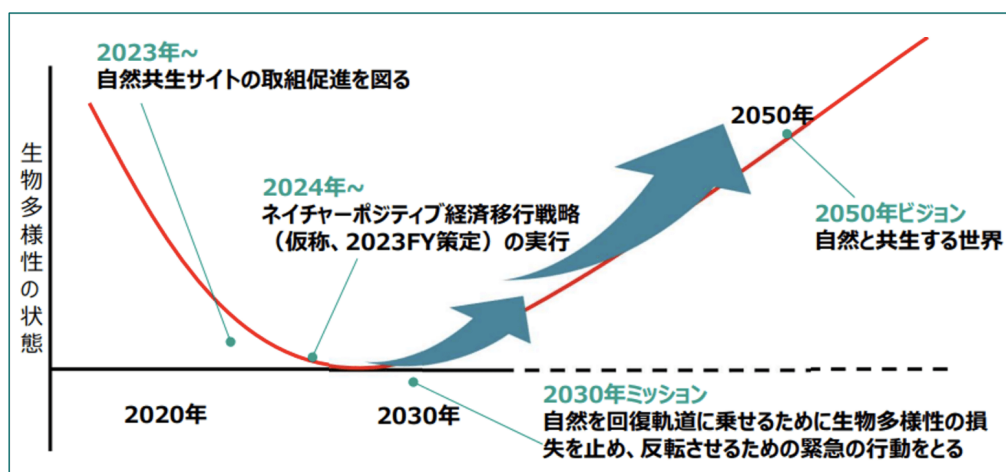
●第4の危機:地球環境の変化による危機

- ・地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が 1.5~2.5℃上昇することで、高山帯の縮小や、海面温度の上昇といった影響があり、動植物の 20~30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

(2) 生物多様性国家戦略 2023-2050

2022（令和4）年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約締約国会議（COP15）では、2010（平成22）年に採択された愛知目標*の後継となる、2030（令和12）年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。その新たな世界目標の達成に向けて、国は第六次戦略となる「生物多様性国家戦略 2023-2030」を2023（令和5）年3月に閣議決定しました。本戦略では、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応のほか、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、反転させて自然を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ（自然再興）*の実現を目指し、陸域20.5%、海域13.3%ある日本の保護地域（2020（令和2）年）を、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上に拡大する「30 by 30*」を目標の1つとしています。30 by 30の達成には、保護地域の拡張とともに、企業有林や里地里山等の、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM*）を拡大し組み込んでいくことが必要と考えられています。

【ネイチャーポジティブへの移行イメージ】

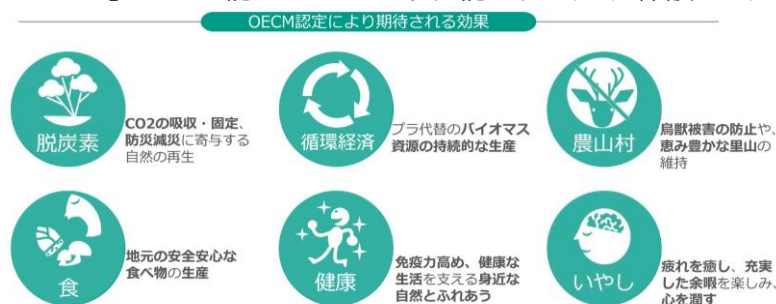


出典:脱炭素ポータルサイトより



コラム:自然共生サイト

OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) とは保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のことです。2030（令和12）年までの「30 by 30」の達成に向けて、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、地方公共団体や民間の取組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことも重要です。国ではこれらの地域を「自然共生サイト」として認定しています。認定区域は、保護地域との重複を除いて、「OECM」として国際データベースに登録されます。2024（令和6）年度は全国で69か所が新たに自然共生サイトに登録されました。



OECM : Other Effective area-based Conservation Measures

出典:「30 by 30の概要について」(環境省)

3-3 オゾン層の破壊

成層圏のオゾン層は、有害な紫外線を吸収し、地表への到達を防ぐことによって、生き物の生存を可能にする重要な役割を担っています。クロロフルオロカーボン類（CFC 類：フロンとも呼ばれます）は、かつてエアコン、冷蔵庫、スプレー等に使用され、大気中に大量に放出されていましたが、1970年代半ばにオゾン層を破壊する可能性が指摘されました。

オゾン層を保護するため、1985（昭和60）年に「ウィーン条約」、1987（昭和62）年に「モントリオール議定書」が採択され、フロン等のオゾン層破壊物質の生産や消費が世界的に規制されています。国内では1988（昭和63）年に施行された「オゾン層保護法」によりその規制が実施され、また2001（平成13）年に公布された「フロン回収・破壊法」により、エアコン、冷蔵庫等で既に使用されているフロン等についても回収・破壊が義務付けられています。

これらの規制の効果により、成層圏のオゾン層破壊物質の総量は、1990年代半ばのピーク時の値から減少しており、オゾン層の回復は進んでいますが、オゾンの全量は1970年代と比べて現在も少ない状態が続いています。

3-4 熱帯林の減少

熱帯地方の森林は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源であるとともに、数十万種ともいわれる野生生物から形成される生態系を育てており、地球環境の保全に重要な役割を担っています。しかし、農地の拡大や大規模な森林火災により、世界の森林面積は減少し続けており、特に熱帯林の減少が多くなっています。2010（平成22）年から2020（令和2）年の間では、年平均470万haの森林が失われており、地球環境保全の課題となっています。

地球環境問題は、取組みの内容や程度をめぐる各国の意見が異なることも少なくありません。こうした立場の違いを乗り越え、地球環境の保全と資源の持続可能な利用という国際社会に共通する課題を解決するため、様々な条約や枠組みがつくられ、国際的な努力が続けられています。

第3章 町民・事業者の環境意識

1. 調査概要

(1) 目的

大江町環境基本計画の改定を行うにあたり、大江町民や事業者が大江町の環境について日頃感じていることや意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

大江町の環境についての意見として、環境基本計画やゼロカーボンの認知度、住まい周辺の環境、環境保全の取組み状況、町が重点的に取り組むべき対策、環境情報の収集方法等について把握しました。調査の概要は以下に示すとおりです。

【調査概要】

	町 民	事 業 者
調査対象	18歳以上の町民 400人(無作為に抽出)	100事業所
調査期間	2024(令和6)年9月6日(金)~9月20日(金)	
調査方法	郵送配布	郵送配布
回答数	182人	56事業所
回収率	45.5%	56.0%

2. 調査結果

調査の概要は以下に示すとおりです。

【調査結果の概要】

設 問	町 民	事 業 者
環境基本計画の認知度	内容は知らない：約89% ●環境基本計画への関心が低い	内容は知らない：約86% ●環境基本計画への関心が低い
ゼロカーボンの認知度	内容は知らない：約69% ●ゼロカーボンの情報発信が必要	内容は知らない：約58% ●ゼロカーボンの情報発信が必要

【調査結果の概要】

設 問	町 民	事 業 者
住まい周辺の環境	<ul style="list-style-type: none"> ●外来生物の侵入防止が課題 ●景観・歴史・文化については、歴史・伝統文化（行事）は保存・継承されていると考える町民が比較的多い ●歴史・文化の地域資源の活用については取組みの余地がうかがえる ●生活環境については、概ね良好に保たれている ●環境情報をいかに発信していくかが課題 ●ごみの減量化、リサイクルの推進、分別の徹底については町民に取り組まれていることがうかがえる ●ポイ捨てや不法投棄の防止対策が課題 ●地球温暖化問題については、具体的な影響を実感している町民が多い ●省エネルギーの実践、再生可能エネルギーの利用、環境資源を活用した産業の創出といった取組みは不十分 	
10年前からの変化	<ul style="list-style-type: none"> ●空気のきれいさ、みずのきれいさ、静かさ、土や地下水のきれいさは保全されている ●地球温暖化対策、動植物の生息・生育環境の保全が課題 ●半数が10年前から変わっていないと回答し、良くなった、悪くなったが18～19%で拮抗している 	

【調査結果の概要】

設 問	町 民	事 業 者
<p>環境保全の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの分別、詰替え商品の購入、マイバッグ持参は実行率が 高く今後も維持が必要 ●環境に関する情報等の収集、リ ユース・リサイクルの推進、家 庭での食品ロス対策については 今後実行されるよう情報発信の 拡充等が必要 ●公共交通機関・自転車の利用や 環境に関する講座・体験活動・ 自然観察会等への参加について は今後、どのようにすると実行 されるようになるか検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の正しい分別・適正な処 分、事業所から発生する騒音、 振動、排ガス、排水、悪臭等の 周辺環境への配慮、業務用車両 のエコドライブ*は実行率が高 く、今後も維持が必要 ●環境に関する情報等の収集、環 境負荷が少ない製品・サービ スの提供、グリーン購入や再生紙 の使用、環境保全活動を実践で きる人材の育成については今後 実行されるよう情報発信の拡充 等が必要 ●環境保全活動を実践できる人材 の育成、事業所での食品ロス対 策、環境に関する情報等の収集 については今後、どのようにす ると実行されるようになるか検 討が必要
<p>地球温暖化対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高効率給湯器、省エネ家電、電 気照明のLED電球、住宅の断熱 化は比較的導入されており普及 拡大が課題 ●省エネ・再エネ機器導入の支障 は費用 ●補助金や太陽光発電のPPA*事業 等の設置費用の補助等に関する 情報発信が有効 	<ul style="list-style-type: none"> ●空調・OA機器等の省エネ型業務 用機器、断熱材・ペアガラス、 LED照明等の高効率照明、 BEMS*、FEMS*は導入している・ 今後導入したいという意見が多 く普及拡大が課題
<p>次世代自動車*の導入 ※下記の種類の自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車* ・電気軽自動車 ・ハイブリッド自動車* ・プラグインハイブリッド 自動車* ・燃料電池自動車* ・クリーンディーゼル自動車* 	<ul style="list-style-type: none"> ●いずれの次世代自動車も導入の 予定なしが最も多い ●導入の支障は費用 ●国・県の制度についての情報提 供が有効 	<ul style="list-style-type: none"> ●いずれの次世代自動車も導入の 予定なしが最も多い ●電気自動車(EV)・プラグインハ イブリッド自動車(PHV)は導入 への意欲を持っている事業者が 一定数存在 ●導入の支障は費用、優遇措置が 少ない、取り組み方が分からない ●国・県の制度についての情報提 供が有効

【調査結果の概要】

設 問	町 民	事 業 者
取組みの事業所への波及効果	/	<ul style="list-style-type: none"> ●コスト削減、企業・製品のイメージ向上、社会的貢献が事業者による取組みの原動力
町に期待する施策		<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入に関する支援制度の充実、事業者のごみの減量化・リサイクルへの支援を期待する事業者が多い
町が重点的に取り組むべき施策	<ul style="list-style-type: none"> ●農地の保全・活用（農業の担い手・人材育成への支援、耕作放棄地解消のための補助等）、気候変動による影響への対策（災害級の豪雨対策、猛暑による熱中症対策等）、地球温暖化対策の推進（省エネ設備導入推進、再生可能エネルギーの活用等）に重点的に取り組む必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策の推進（省エネ設備導入推進、再生可能エネルギーの活用等）、気候変動による影響への対策（災害級の豪雨対策、猛暑による熱中症対策等）、農地の保全・活用（農業の担い手・人材育成への支援、耕作放棄地解消のための補助等）、森林の保全・活用（新整備推進、地元産材活用促進等）に重点的に取り組む必要がある
町への協力の在り方	/	<ul style="list-style-type: none"> ●政策等への技術的支援・提供（共同開発事業等を含む）、政策等への助言（各種委員会にメンバーとして参加）、町職員研及びにその他研修への講師派遣、町民講座・生涯学習等に関する助言に協力できるといった意見が多い ●無回答が最も多いことから、まずは大江町と事業者の協力事例を構築し、体制構築の気運の醸成が重要
環境情報の情報源		<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ・ラジオ、新聞・雑誌・書籍、県・町等の広報誌から情報を得ている人が多い ●町民が利用している媒体を把握し、目的に応じて情報発信の場を使い分けることが効果的

第4章 計画の進捗状況

第2次大江町環境基本計画の進捗状況について、役場の関係課に照会し、以下のとおり取りまとめました。

施策については概ね実施されていますが、情報発信、普及啓発、町民・事業者との協働が課題といえます。

目標達成状況が△であった個別目標については、見直しを行い第3次大江町環境基本計画に反映していきます。

【第2次大江町環境基本計画の進捗評価結果】

基本目標	個別目標	取組状況	目標達成状況※
I【共生】 人と自然が共生するまち	①豊かな森林・水源を守る	・施策は概ね実施され一定の成果が得られた ・町民全体で支える森づくり活動が課題 ・町民の意識調査では動植物の生息・生育環境の保全が課題	△
	②自然と調和した景観を創出する	・施策は実施され一定の成果が得られた	○
	③きれいな水辺環境を守る	・施策は概ね実施され一定の成果が得られた ・農業用水の多面的機能を活かした整備、町に生息する動植物の広報・啓蒙活動が課題	○
	④歴史的資源を大切にす	・施策は実施され一部で想定以上の成果が得られた ・町民の意識調査では歴史・伝統文化（行事）は保存・継承されていると評価	◎

※目標達成状況の凡例は以下のとおりです。

- ◎：目標を大きく上回った
- ：目標を達成できた
- △：目標を下回った

【第2次大江町環境基本計画の進捗評価結果】

基本目標	個別目標	取組状況	目標達成状況※
Ⅱ【生活】 自覚と行動の まち	①温室効果ガスの排出を少なくする	・施策は概ね実施され一定の成果が得られた ・エネルギー資源、省エネについての普及啓発が課題 ・町民の意識調査では地球温暖化対策が課題	△
	②騒音・振動・悪臭等を防止する	・施策は実施され一定の成果が得られた ・住民の意識調査では生活環境は問題ない	◎
	③きれいな空気・水・大地を守る	・施策は実施され一定の成果が得られた ・住民の意識調査では生活環境は問題ない	◎
	④生涯にわたる環境学習を推進する	・環境保全活動を指導・実践できる人材の育成が課題 ・主体的に環境情報を継続発信する部署が定まっていない ・住民の意識調査では環境情報の発信が課題	△
Ⅲ【循環】 地球にやさしい 循環型のまち	①ごみの減量化とリサイクルを推進する	・施策は実施され一定の成果が得られた ・町民1人あたりのごみ排出量は国、県を下回っているが2020年以降、増加傾向にある	○
	②不法投棄の防止と廃棄物の適正処理を推進する	・施策は実施され一定の成果が得られた ・不法投棄ではカメラ設置により監視体制を強化できた	◎
	③新エネルギーの導入を促進する	・施策は実施され一定の成果が得られた ・庁舎、中央公民館、体育センター、左沢小学校、本郷東小学校へ太陽光パネルが導入された	◎
	④環境分野の産業活動を創出する	・環境ビジネスの啓蒙活動、地域資源、人材資源を有効に活用した産業の創出・啓発が課題	△

※目標達成状況の凡例は以下のとおりです。

◎：目標を大きく上回った

○：目標を達成できた

△：目標を下回った

第5章 大江町の課題

大江町の現状やこれまでの取組み、世界や国の動向を踏まえた大江町の今後の環境課題は以下のとおりです。

(1) 自然環境

ポイント: 森林、農地等の在来生物の生息域保全や特定外来生物の侵入・拡大防止に向けた対応が必要

- 人口減少・高齢化による人工林の荒廃や農地の耕作放棄が進んでおり、そこに生息していた動植物の生息域の減少が懸念されることから、森林、農地の保全に取り組む必要があります。
- 既に確認されているウシガエルやコクチバス等の特定外来生物は、在来生物の生息に影響を及ぼすことが懸念されることから、生息拡大を防ぐとともに、大江町で未確認の外来生物の侵入防止に取り組む必要があります。

(2) 生活環境

ポイント: 良好な大気・水環境の維持とともに、ごみの減量化・廃棄物の適正処理の継続対応が必要
環境に関する情報を継続して発信する体制の構築が必要

- 現在、大江町の大気環境や水環境は良好に保たれており、家庭でのごみ焼きの防止や生活排水の適正処理を進めることで、良好な生活環境を維持していく必要があります。
- 2020（令和2）以降、町民1人1日あたりの排出量が増加していることから、今後も、町民の積極的なごみ減量化への取組みを継続する必要があります。
- 環境保全活動を指導・実践できる人材の育成及び町民・事業者との連携を推進するため、環境に関する情報を継続して発信する体制を構築する必要があります。
- 国の第5次循環型社会形成推進基本計画に呼応した循環経済構築の取組みは広域の方針を踏まえ対応していく必要があります。

(3) 地球環境

ポイント: 2050年のカーボンニュートラルの実現及び2030年の30 by 30の達成に向けた対応強化が必要。

- 国の2050（令和32）年までのカーボンニュートラル実現、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%減となる目標に向けて、温室効果ガスの削減に向けた町民、事業者、行政の取組みの強化が必要です。
- ネイチャーポジティブの実現に向けた30 by 30目標の達成のために、町民、事業者と連携を強化する必要があります。

第6章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像

「望ましい環境像」とは、大江町がこれからどのような環境を目指して本計画を進めていくうえで最も基本となる目標です。上位計画である「第10次大江町総合計画」では、町の将来像である「ちょうどいい 幸せ感じるまち」をまちづくりの基本指針として取組みを進めています。また、今日の環境問題は、私たちの生活環境だけではなく、自然環境や地球環境まで幅広い対応が求められています。これらを受けて、本計画の望ましい環境像を次のとおりとします。

『地球とひとにちょうどいい おおえぐらし』



出典：大江町ホームページ

2. 基本目標

「望ましい環境像」を実現するために、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。そのために共生、生活、循環に脱炭素を加えた4つの基本目標を柱として、これらの目標を達成するための重要な項目を個別目標として設定します。4つの基本目標は目標の達成に向けた取組みを推進させるとともに、町民・事業者・行政が相互に協力・連携し、一体となって望ましい環境像を実現しようとするものです。

基本目標1 【共生】 人と自然が共生するまち

大江町には朝日連峰、月布川と最上川、森林等の豊かな自然環境があります。これらの自然環境が先人たちが残してきた歴史・文化や私たちの生活と一体となって、大江町独自の美しい景観を形成しています。自然環境は社会経済活動や生活の基盤ばかりではなく、暮らしに潤いや安らぎを与えてくれるものであり、私たちにとって必要不可欠なものです。これらの自然や自然と共に育まれてきた歴史・文化を共通の財産として保全・育成・活用しながら、健全な姿の自然や歴史・文化を後世に引き継いでいきます。

個別目標① 森林・水辺・農地を守る

個別目標② 生物多様性を保全する

個別目標③ 自然と調和した景観を創出する

個別目標④ 歴史・文化的資源を大切にす

基本目標2 【生活】 自覚と行動のまち

大江町の生活環境は良好に保たれています。これらは私たちが環境を守るための知識を習得し、理解を深めてきたことにほかなりません。日常生活や事業活動を見直し、取り組むことで将来の世代に良好な生活環境を引き継ぐことができます。

一人ひとりができることは小さなことかもしれませんが、多くの人と同じ目的に向かって行動することで、大きな成果となります。そのような自覚と行動を実践できる人づくりを推進し、良好な生活環境を未来へ継承していきます。

個別目標① きれいな空気・水・大地を守る

個別目標② 騒音・振動・悪臭等を防止する

個別目標③ 生涯にわたる環境学習を推進する

基本目標3 【循環】 地球にやさしい循環型のまち

私たちは資源を採取し、日常生活や経済活動を営んでいます。これまでの大量生産・大量消費は、私たちの暮らしを便利で豊かなものにしてきた一方で、環境に多大な負荷を与え深刻化しています。

資源は限りあるものということについて理解を深め、ごみの減量と適正処理、資源の有効活用に取り組み、地球にやさしい循環型のまちづくりを目指していきます。

個別目標① ごみの減量化とリサイクルを推進する

個別目標② 不法投棄の防止と廃棄物の適正処理を推進する

基本目標4 【脱炭素】 カーボンニュートラルで持続可能なまち

地球温暖化に起因する記録的な猛暑や豪雨災害等が頻発しており、その影響は大江町においても身近に感じられるようになりました。地球温暖化対策が世界で加速していく中で、地球温暖化問題を自分事として捉え、対策に取り組んでいく必要があります。

省エネルギー・再生可能エネルギーの普及拡大により二酸化炭素を排出しない脱炭素社会を目指すとともに、環境配慮型の新しい産業を掘り起こし、社会・経済の問題も同時解決できる持続可能なまちづくりを推進します。

個別目標① 省エネルギーを普及拡大する

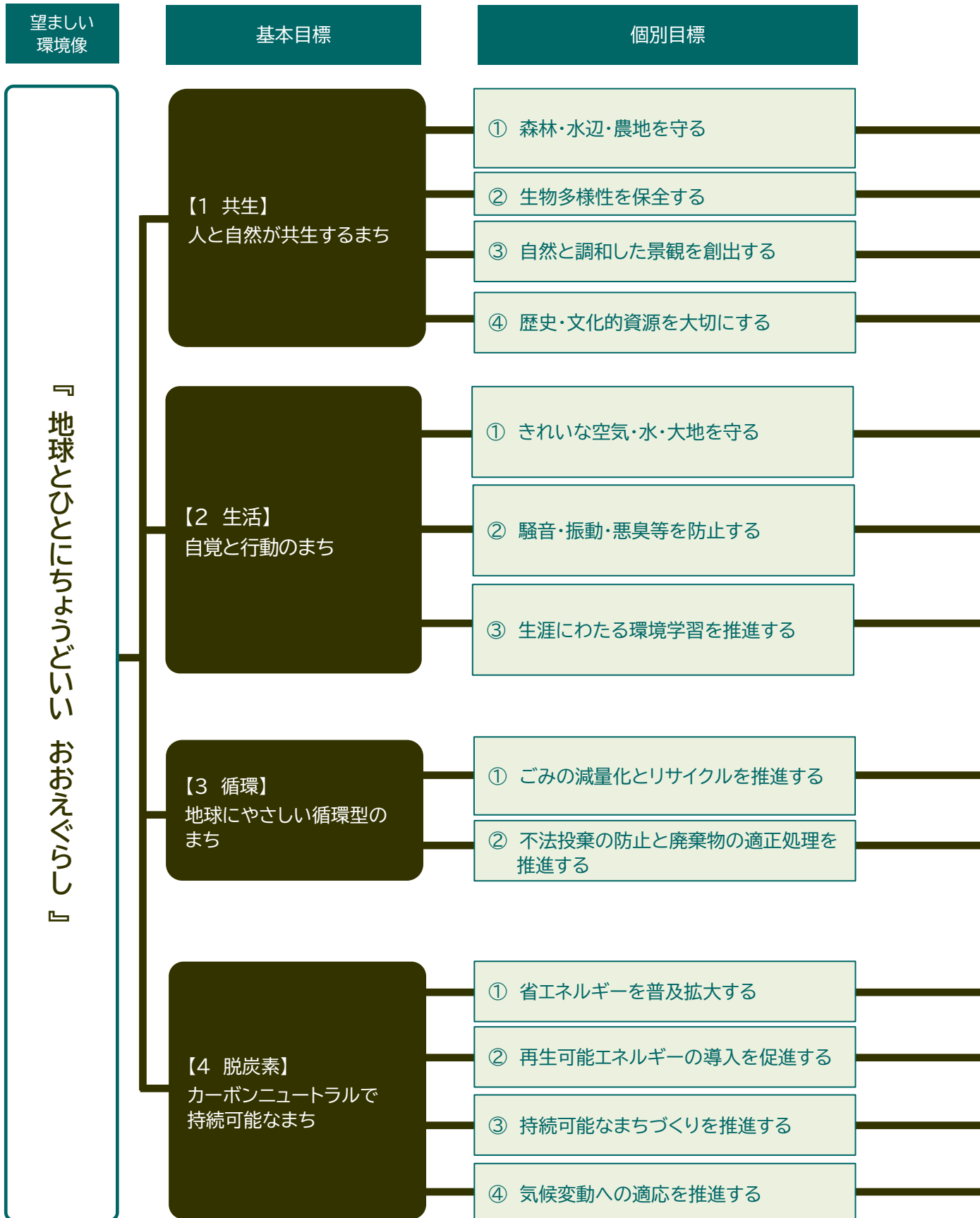
個別目標② 再生可能エネルギーの導入を促進する

個別目標③ 持続可能なまちづくりを推進する

個別目標④ 気候変動への適応を推進する

3. 施策体系

本計画は、望ましい環境像の実現に向けて、以下の体系図のとおり4つの基本目標、13の個別目標のもと、環境施策を展開します。



なお、施策の展開にあつては環境・社会・経済の抱える課題の同時解決に向けて、SDGs の視点を取り入れて、基本目標と SDGs のゴールを関連付け、一体的に取組みを推進します。

主要施策	主に関連する SDGs のゴール
<ol style="list-style-type: none"> 1.森林を適正に保全し有効に活用します 2.月布川・最上川の清流化と多自然川づくりを推進します 3.農地の適正な保全に努めます 	
<ol style="list-style-type: none"> 1.多様な動植物の生息・生育環境を守ります 	
<ol style="list-style-type: none"> 1.景観に配慮した町並みを目指します 2.重要文化的景観を保護します 	
<ol style="list-style-type: none"> 1.史跡左沢楯山城跡を大切に保全し有効的に活用します 2.歴史や文化を大切に保存し伝承します 	
<ol style="list-style-type: none"> 1.大気汚染を防止します 2.排水を適正に処理します 3.土壌や地下水を汚染しないよう配慮します 	
<ol style="list-style-type: none"> 1.家庭・事業所からの騒音・振動を防ぎます 2.家庭・事業所からの悪臭を防ぎます 	
<ol style="list-style-type: none"> 1.生涯学習の観点からの環境学習を推進します 2.環境に関する情報を積極的に取り入れ実践していきます 	
<ol style="list-style-type: none"> 1.ごみの減量化に積極的に努めます 2.資源ごみのリサイクルを推進します 	
<ol style="list-style-type: none"> 1.不法投棄やポイ捨てを撲滅します 	
<ol style="list-style-type: none"> 1.二酸化炭素排出量の低減につながる省エネを実践します 2.省エネの普及啓発を行います。 	
<ol style="list-style-type: none"> 1.再生可能エネルギーの導入を促進します 2.再生可能エネルギーへの理解を深めます 	
<ol style="list-style-type: none"> 1.環境負荷の低い交通への転換を図ります。 2.環境資源を活用した産業の活性化を図ります 	
<ol style="list-style-type: none"> 1.自然災害への対策強化及び災害廃棄物の適正な処理を推進します 2.気候変動に関する情報を収集・発信します 	

第7章 目標の達成に向けた主要施策及び取組み

基本目標1【共生】人と自然が共生するまち

大江町には朝日連峰、月布川と最上川、森林等の豊かな自然環境があります。これらの自然環境が先人たちが残してきた歴史・文化や私たちの生活と一体となって、大江町独自の美しい景観を形成しています。自然環境は社会経済活動や生活の基盤ばかりではなく、暮らしに潤いや安らぎを与えてくれるものであり、私たちにとって必要不可欠なものです。これらの自然や自然と共に育まれてきた歴史・文化を共通の財産として保全・育成・活用しながら、健全な姿の自然や歴史・文化を後世に引き継いでいきます。

関連するSDGsのゴール



環境関連指標

個別目標	目標指数	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
①	森林整備面積	31.26 ha/年	40 ha/年
①	生活排水処理率※	79.5% (令和5年度)	86.1%
②	野生動植物の生態系に関する講座開催件数	1件/年 (令和5年度)	3件/年

※目標値は「大江町生活排水処理基本計画」(令和7年12月一部改正)に係る2030(令和12)年度末の設定値です。

【大山自然公園のヒメサユリ】



出典: 大江町ホームページ

個別目標① 森林・水辺・農地を守る

主要施策 1. 森林を適正に保全し有効に活用します

【取組み内容】

- 災害の防止や水資源の涵養といった森林の持つ多様な機能を活かした管理、保全活動を推進します。
- 優良材「西山杉」ブランドの周知及び生産、販売の拡大を図っていきます。
- 森林病虫害等被害の防止対策を図り、森林を守ります。
- 県、森林組合、林業者等と協力連携し、積極的な森林整備を推進します。

主要施策 2. 月布川・最上川の清流化と多自然川づくりを推進します

【取組み内容】

- サクラマス（ヤマメ）が回帰するきれいな月布川・最上川の保全を推進します。
- 月布川・最上川等の水資源を町民共有の財産としてとらえ、町民全体で支える活動を推進します。

主要施策 3. 農地の適正な保全に努めます

【取組み内容】

- 農業の担い手、人材育成に係る支援を行い農地の適正な維持に努めます。
- 耕作放棄地発生抑制のための各種施策を展開します。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○所有する森林について、可能な限り適切な管理に努めます。 ○地元産木材を積極的に利用します。 ○森林を守る活動等に積極的に参加します。 ○森林の持つ多様な機能を学習し、森林保全の重要性について理解を深めます。 ○月布川・最上川・池沼等の自然環境に配慮した清掃美化に協力します。 ○河川・水路へのごみのポイ捨てはしないようにします。 ○耕作放棄地をなくすための行動を率先します。 ○農地を守ることの重要性を学びます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の減少につながる開発等を極力行わず、森林の保全に努めます。 ○適切な間伐による森林保全に努めます。 ○地元産木材の利用に努めます。 ○開発等を行う場合、湧水地等の水資源を極力保全します。 ○月布川・最上川・池沼等の自然環境に配慮した清掃美化に協力します。 ○農村らしさに配慮した事業活動を行います。 ○農業後継者の育成に努めます。

個別目標② 生物多様性を保全する

主要施策 1. 多様な動植物の生息・生育環境を守ります

【取組み内容】

- 生態系に配慮した事業を実施します。
- 動植物の生息・生育環境を守る町民の活動を支援します。
- 町に生息する動植物の認識を町民に伝えるため、広報・啓蒙活動を推進します。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○野生動植物の生態系について学習し保護に努めます。 ○野生動物の捕獲、採取に関するルールを守ります。 ○生態系を脅かすごみの不法投棄は行わないようにします。 ○国内外からの外来生物を適切に管理します。 ○飼育している動物は野外に逃がさないようにします。 ○野生動植物の生息・生育環境を保全する活動に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○生態系に配慮した事業活動を行います。 ○敷地内の生物多様性の保全が図られている区域の自然共生サイトへの登録を検討します。 ○国内外からの外来生物を適切に管理します。 ○飼育している動物は野外に逃がさないようにします。 ○生態系を脅かす産業廃棄物等の不法投棄は行わないようにします。

【産業管理外来種* ニジマス】



個別目標③ 自然と調和した景観を創出する

主要施策 1. 景観に配慮した町並みを目指します

【取組み内容】

- 景観形成基準の見直しを図りながら、自然と調和した景観創出を推進します。
- 町独自の補助制度等を運用した優良景観の形成・誘導を推進します。

主要施策 2. 重要文化的景観を保護します

【取組み内容】

- 保存活用計画を見直し、大江町らしい景観を継承します。
- 文化財の補助制度を活用し、良好な景観形成に努めます。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町 民	<ul style="list-style-type: none">○町景観計画に則り、自然と調和した良好な景観を創出します。○景観保全活動に参加します。○昔ながらの原風景、文化的景観をいつまでも大切にします。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○景観に配慮した事業活動を行います。○景観保全活動に参加します。○昔ながらの原風景、文化的景観をいつまでも大切にします。

【旧最上橋の景観】



出典: 大江町ホームページ

個別目標④ 歴史・文化的資源を大切にす

主要施策 1. 史跡左沢楯山城跡を大切に保全し有効的に活用します

【取組み内容】

- 将来にわたる貴重な財産として保存と活用に向け検討していきます。
- 町の交流人口拡大の起爆剤として積極的に情報を発信していきます。

主要施策 2. 歴史や文化を大切に保存し伝承します

【取組み内容】

- 関係団体や町内会等と連携し町の文化財の保存や歴史の継承を図ります。
- 町の文化財を文化的発展に資する財産として教育や観光に活用します。
- 歴史民俗資料館等で住民と協力した文化財の活用を図ります。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡左沢楯山城跡を町の宝として大切に保全します。 ○史跡左沢楯山城跡の歴史等を学習し情報発信を積極的に行います。 ○町の自然や歴史、伝統文化等を積極的に学び後世に引き継いでいきます。 ○町や地域で行われる伝統行事や文化活動に積極的に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡左沢楯山城跡を町の宝として大切に保全します。 ○人々の憩いの場としての情報発信を積極的に行い交流人口の拡大に努めます。 ○伝統行事や文化活動に積極的に参加し、地域に根ざした事業活動を行います。 ○昔より伝わる伝統的な技術や知識を保存し後世に引き継いでいきます。

【大江町歴史民俗資料館】



出典：大江町ホームページ

基本目標2【生活】自覚と行動のまち

大江町の生活環境は良好に保たれています。これらは私たちが環境を守るための知識を習得し、理解を深めてきたことにほかなりません。日常生活や事業活動を見直し、取り組むことで将来の世代に良好な生活環境を引き継ぐことができます。

一人ひとりができることは小さなことかもしれませんが、多くの人が同じ目的に向かって行動することで、大きな成果となります。そのような自覚と行動を実践できる人づくりを推進し、良好な生活環境を未来へ継承していきます。

関連する SDGs のゴール



環境関連指標

個別目標	目標指数	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
①	生活排水処理率※(再掲)	79.5% (令和5年度)	86.1%
②	騒音・振動・悪臭等相談件数	0件/年	0件/年
③	環境に関連する講座開催件数	2件/年 (令和5年度)	5件/年

※目標値は「大江町生活排水処理基本計画」(令和7年12月一部改正)に係る2030(令和12)年度末の設定値です。

個別目標① きれいな空気・水・大地を守る

主要施策1. 大気汚染を防止します

【取組み内容】

- 環境にやさしいエコドライブやアイドリングストップの普及啓発を図ります。
- 工場や事業所からの大気汚染物質の排出及び家庭での野焼き等への監視、指導を行います。
- 窒素酸化物や一酸化炭素・二酸化炭素などの大気汚染物質の排出量が少ない低公害車・電気自動車等への買替えや公共交通機関の利用等の環境負荷の少ない交通への転換を促進します。

主要施策2. 排水を適正に処理します

【取組み内容】

- 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽*の設置を促進します。
- 生活排水による水質汚濁の防止について、町民の意識の高揚を図ります。
- 事業活動による排水は、関係法令に基づいて監視、指導を行います。

主要施策3. 土壌や地下水を汚染しないよう配慮します

【取組み内容】

- 家庭ごみ、産業廃棄物の不法投棄防止のため監視体制を強化します。
- 不法投棄撲滅のための啓発を推進します。
- 農薬、化学肥料等の使用を極力控えた農業の普及を図ります。
- 土壌汚染、地下水汚染に対する正しい情報を発信し、町民の意識の高揚を図ります。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭ごみの野焼きはしないようにします。 ○自動車の購入や使用の際は、低公害車や電気自動車を選ぶよう努めます。 ○近距離の移動は極力自動車を使わず、徒歩や自転車を利用するように努めます。 ○環境にやさしいエコドライブやアイドリングストップを実践します。 ○公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を前向きに実施し、生活排水の適正な処理を行います。 ○水質の汚濁防止、改善のための生活排水処理の役割を理解し、水質浄化に努めます。 ○地域での道路側溝清掃に積極的に参加します。 ○家庭菜園等への農薬・除草剤散布は極力控え、化学肥料の適正利用に努めます。 ○ごみの不法投棄はしないように徹底します。 ○土壌汚染や地下水汚染に対する正しい知識を学び、その防止に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○規制基準を遵守し、周辺環境に配慮します。 ○低公害車や電気自動車の購入・使用に努めます。 ○エコドライブやアイドリングストップの実践、輸送手段の効率化に努めます。 ○規制基準を遵守し、周辺環境に配慮します。 ○事業活動によって排出される排水は適正に処理します。 ○公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を前向きに検討します。 ○家畜のふん尿等は適正に処理します。 ○地域の道路側溝清掃等、水環境を守る活動に積極的に参加します。 ○産業廃棄物の不法投棄はしないように徹底します。 ○土壌汚染や地下水汚染に対する正しい知識を学び、その防止に努めます。 ○農薬、化学肥料等の使用を極力控え、土壌汚染や地下水汚染の防止に努めます。

個別目標② 騒音・振動・悪臭等を防止する

主要施策1. 家庭・事業所からの騒音・振動を防ぎます

【取組み内容】

- 騒音規制法や振動規制法に基づき、事業活動による騒音・振動の規制・監視を行います。
- 公共工事による周辺環境への影響の低減に努めます。
- 騒音や振動に対する知識やモラルの啓発を図ります。

主要施策2. 家庭・事業所からの悪臭を防ぎます

【取組み内容】

- 悪臭防止法に基づき、事業活動による発生する悪臭を規制し指導します。
- 悪臭対策について、周辺住民や関係者との連絡調整を図ります。
- 悪臭に対する知識やモラルの啓発を図ります。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町 民	○日常生活の中で、騒音や振動により他人に迷惑をかけないように心がけます。 ○日常生活の中で、悪臭を発生させないための自覚と行動を行い、他人に迷惑をかけないように心がけます。
事業者	○事業活動による騒音・振動は、規制基準を遵守し、近隣の環境に配慮します。 ○騒音・振動を低減するための施設整備や機器の使用に努めます。 ○事業活動による悪臭は、規制基準を遵守し、近隣の環境に配慮します。 ○悪臭を発生させないための施設整備に努めます。

個別目標③ 生涯にわたる環境学習を推進する

主要施策1. 生涯学習の観点からの環境学習を推進します

【取組み内容】

- 研修会や講演会といった環境学習の機会を増やし、環境に対する知識と理解が深まるよう努めます。
- 子どもたちへの環境教育を推進します。
- 環境保全活動を指導・実践できる人材の育成に努めます。

主要施策2. 環境に関する情報を積極的に取り入れ実践していきます

【取組み内容】

- 町民や事業者が活動意欲をもって実践できるような環境情報を常に発信します。
- 町が実施する環境施策について、町民が理解し連携しながら実践してもらえるよう情報提供を行います。
- 環境に関する新しい情報を常に把握し、町民や事業者に発信します。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する研修会や講演会等に積極的に参加し、環境に関する理解を深めます。 ○自然について学び体験するイベント等に参加し、自然環境への知識を学びます。 ○環境に対し学び体験したことを、日々の生活で実践していきます。 ○環境に対する関心を日々持ち続け、常に環境を考えた行動を実践します。 ○新聞やテレビ、町広報誌等様々な環境に関する情報源に目を通し、環境への関心、活動意欲を高めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に対する社会的責務を学び理解し、環境に配慮した事業活動を行います。 ○環境に関する研修会や講演会等に積極的に参加し、環境に関する知識を学びます。 ○環境保全を実践できる人材の育成に努め、事業所内の環境活動に活かして行きます。 ○環境に対する関心を日々持ち続け、常に環境を考えた事業活動を実践します。 ○地域住民・行政等からの情報（苦情）について誠実に対応します。

基本目標3【循環】地球にやさしい循環型のまち

私たちは資源を採取し、日常生活や経済活動を営んでいます。これまでの大量生産・大量消費は、私たちの暮らしを便利で豊かなものにしてきた一方で、環境に多大な負荷を与え深刻化しています。

資源は限りあるものということについて理解を深め、ごみの減量と適正処理、資源の有効活用に取り組み、地球にやさしい循環型のまちづくりを目指していきます。

関連する SDGs のゴール



環境関連指標

個別目標	目標指数	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
①	1人・1日あたりの家庭ごみ排出量	610g/人・日 (令和 5 年度)	574g/人・日
①	フードドライブ*・フードパントリー*の実施回数	0 回/年	1 回/年
②	不法投棄確認箇所数	6 カ所/年	0 カ所/年

個別目標① ごみの減量化とリサイクルを推進する

主要施策1. ごみの減量化に積極的に努めます

【取組み内容】

- マイバッグの利用促進を図り、レジ袋使用の削減を促します。
- ごみ減量化のアイデアや取り組み方等を随時発信します。
- 町のごみ排出量、リサイクル状況等の情報を提供し、町民のごみ減量に対する意識の高揚を図ります。
- フードドライブ・フードパントリーの実施により、食品ロスの低減に取り組みます。

主要施策2. 資源ごみのリサイクルを推進します

【取組み内容】

- ごみ分別の必要性和正しい知識の普及啓発に努めます。
- 集団資源回収を推進するため、奨励金の交付を継続していきます。
- リサイクル製品等の環境負荷の少ない製品の購入に努めます。
- 資源ごみのリサイクルに関する情報をわかりやすく提供し、リサイクル率の向上を図ります。
- プラスチックのマテリアルリサイクル等の最新動向について情報収集し、町民・事業者に向けて発信します。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○買い物時はマイバックを持参し、レジ袋は使用しないように努めます。 ○生ごみの水切りや詰替商品の購入等を徹底し、ごみの減量化に努めます。 ○使い捨て等の商品購入を控え、繰り返し利用できる物を利用しごみの減量化に努めます。 ○ごみ減量化の目的を理解し、ごみの分別を徹底します。 ○食材は無駄なく調理し、食べ残しをしないように心がけます。 ○ごみの分別を徹底し、資源ごみのリサイクルを推進します。 ○集団資源回収に積極的に協力します。 ○リサイクル製品を積極的に利用します。 ○リサイクルに関する情報把握に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみができるべく発生しないような製品やリサイクルしやすい製品の製造販売に努めます。 ○生産工程の見直しやごみ排出の状況を随時確認し、ごみ減量化に取り組みます。 ○容器包装の簡素化に努めます。 ○ごみ減量化の目的を理解し、ごみの分別を徹底します。 ○家電リサイクル法や容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法を遵守し、リサイクルの推進に努めます。 ○リサイクルしやすい製品の製造販売に努めます。 ○資源ごみの有効的な活用に取り組み、率先したリサイクル活動を実践します。

個別目標② 不法投棄の防止と廃棄物の適正処理を推進する

主要施策1. 不法投棄やポイ捨てを撲滅します

【取組み内容】

- 不法投棄やポイ捨ての撲滅に向けた意識啓発を図ります。
- 県や大江町環境衛生組合連合会等の各団体と協力し、監視やパトロールの強化を図ります。
- クリーン作戦等による町内美化運動を推進し、不法投棄やポイ捨てがしにくい環境と意識の高揚を図ります。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○家電や家庭ごみ等の不法投棄や吸殻や空き缶等のポイ捨てはしないようにします。 ○家庭ごみの野焼きはしないようにします。 ○不法投棄がもたらす土壌汚染や地下水汚染、自然環境への影響等を学び、地域一体となり不法投棄を撲滅します。 ○不法投棄に関しての情報や現場を見つけた場合は、直ちに警察や町に連絡します。 ○町や地域で行うクリーン作戦等に積極的に参加し、ごみのないきれいな町を目指します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動によって排出される産業廃棄物は、責任を持って処分します。 ○事業系ごみは、家庭系ごみを収集するごみステーションには出さないようにします。 ○不法投棄の誘発を防ぐため、所有地の管理を徹底します。 ○町や地域で行うクリーン作戦等に積極的に参加し、ごみのないきれいな町を目指します。

基本目標4【脱炭素】カーボンニュートラルで持続可能なまち

地球温暖化に起因する記録的な猛暑や豪雨災害等が頻発しており、その影響は大江町においても身近に感じられるようになりました。地球温暖化対策が世界で加速していく中で、地球温暖化問題を自分事として捉え、対策に取り組んでいく必要があります。

省エネルギー・再生可能エネルギーの普及拡大により二酸化炭素を排出しない脱炭素社会を目指すとともに、環境配慮型の新しい産業を掘り起こし、社会・経済の問題も同時解決できる持続可能なまちづくりを推進します。

関連する SDGs のゴール



環境関連指標

個別目標	目標指数	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
①	事務事業からの CO ₂ 排出量	1,983t-CO ₂ (令和 5 年度)	1,254t-CO ₂
③	役場職員のエコ通勤実施割合	54.7%	60.0%

個別目標① 省エネルギーを普及拡大する

主要施策 1. 二酸化炭素排出量の低減につながる省エネを実践します

【取組み内容】

- 地球温暖化対策（事務事業編）に基づき町有施設の省エネ化・省エネ行動を推進します。

主要施策 2. 省エネの普及啓発を行います

【取組み内容】

- 二酸化炭素排出量を低減するための取組み等に関する環境情報を発信します。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町民	○省エネの必要性を認識し省エネ活動を率先して実践します。 ○限りある資源を有効的に活用し省エネに努めます。 ○電化製品の節電、省エネ型電化製品の購入に努めます。
事業者	○限りある資源を効果的かつ無駄なく活用した事業活動を行います。 ○無駄な電力消費等を極力避け、省エネ型の施設設備や生産工程の採用に努めます。

個別目標② 再生可能エネルギーの導入を促進する

主要施策 1. 再生可能エネルギーの導入を促進します

【取組み内容】

- 地球温暖化対策（事務事業編）に基づき、再生可能エネルギーの導入を町が率先して実践します。
- 太陽光発電、小水力発電、バイオマス*燃焼機器等の再生可能エネルギー普及のための啓発を推進します。
- 再生可能エネルギーの有効利用のための調査・研究を推進します。

主要施策 2. 再生可能エネルギーへの理解を深めます

【取組み内容】

- 再生可能エネルギーがもたらす効果等を幅広く普及啓発し、町民や事業者の意識の高揚を図ります。
- 太陽光発電、小水力発電、バイオマス燃焼機器等の再生可能エネルギー普及にむけた各種補助制度に関する情報や初期費用がかからない PPA 事業等に関する情報を収集し、町民・事業者へ発信します。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町民	<ul style="list-style-type: none">○温室効果ガス等の削減のため、住宅用太陽光発電システムの家庭への設置を検討します。○町が行うペレットストーブへの支援や再生可能エネルギー普及・導入への施策に積極的に協力します。○再生可能エネルギーがもたらす効果等を学び、家庭での導入の可能性を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○事業活動への太陽光発電システム、小水力発電設備、バイオマス燃焼機器等の導入を検討します。○町が行う再生可能エネルギー普及・導入への施策に積極的に協力します。○再生可能エネルギーがもたらす効果等を学び、太陽光発電システムやバイオマス燃焼機器等の事業所導入の可能性を検討します。

個別目標③ 持続可能なまちづくりを推進する

主要施策 1. 環境負荷の低い交通への転換を図ります

【取組み内容】

- 役場職員の「エコ通勤」に取り組むとともに、町民・事業者へエコ通勤・エコ通学を普及啓発します。
- 国等と連携した燃費の良い次世代自動車*への切り替えを推進します。

主要施策 2. 環境資源を活用した産業の活性化を図ります

【取組み内容】

- 環境ビジネスに対する町民の理解を深めるための啓蒙活動を行います。
- 地域の事業者を巻き込んだ再生可能エネルギーの活用方法について検討します。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関を積極的に利用するとともに、近距離の移動は徒歩や自転車を利用し二酸化炭素排出量を減らします。 ○自動車の買替時には次世代自動車の購入を検討します。 ○地産地消を心がけ、流通過程に伴う二酸化炭素排出量を減らします。 ○森林や水等の豊かな自然資源を活用した新たな産業の創出のため、知恵を出し合い行動を起こします。 ○太陽光発電設備は地域の事業者へ設置を依頼します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な事業活動を実践し二酸化炭素排出量を減らします。 ○自動車の更新時には次世代自動車の導入を検討します。 ○温室効果ガスに関することを学習し排出抑制に取り組みます。 ○環境に着目した新たなビジネスを起業し、地域経済の活性化に努めます。



コラム: エコ通勤優良事業所の認証・登録



自家用車による通勤をはじめとする交通は、周辺地域の渋滞問題や地球温暖化等、さまざまな問題の原因となり得ます。「エコ通勤」とは、各事業所が主体的に、より望ましい通勤交通のあり方を考える取組みです。大江町役場では職員の通勤時におけるノーマイカーを推進し、徒歩等による健康増進や JR 左沢線等の公共交通機関を積極的に利用する「エコ通勤」を 2023（令和 5）年度から実施しており、2023（令和 5）年 6 月 30 日付で、「エコ通勤」を推進している事業所（エコ通勤優良事業所）として認証・登録されました。山形県内では 3 事業所目、東北管内の町役場では初めての認証・登録となりました。

【エコ通勤実施状況】



出典:大江町提供資料

個別目標④ 気候変動への適応を推進する

主要施策 1. 自然災害への対策強化及び災害廃棄物の適正な処理を推進します

【取組み内容】

- 豪雨災害に備え国や県と連携して河川整備を行います。
- ハザードマップの適切な更新・普及啓発を行います。
- 豪雨災害に備え防災訓練を行います。
- 「大江町災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物の適正な処理を推進します。

主要施策 2. 気候変動に関する情報を収集・発信します

【取組み内容】

- 公共施設等を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）*として提供します。
- 熱中症アラートに関する情報を発信します。
- 気候変動の影響に関する情報を収集します。

【町民・事業者の行動指針】

主体	行動指針
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○防災メールの登録を行うとともに、指定避難所の場所と経路を確認します。 ○自然災害に備え、防災マップの確認、住宅等の安全点検・補強、防災訓練への参加、非常持出品の準備等を行います。 ○指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を積極的に利用します。 ○熱中症や感染症等、気候変動の影響により増加すると考えられる健康リスクについて、情報を収集し、予防に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○自然災害に備え、防災マップの確認、非常持出品の準備、避難訓練等を行います。 ○高温耐性品種の検討や作付時期の調整等の対策を行います。 ○熱中症や感染症等、気候変動の影響により増加すると考えられる健康リスクについて、情報を収集し、従業員に啓発します。 ○街中の指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）創出に協力します。 ○気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての「適応策」を検討します。

第8章 大江町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

1. 基本的事項

(1) 計画の背景

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減に関する計画(以下、「地方公共団体実行計画(事務事業編)」という。)について、全ての都道府県及び市町村において策定することが義務付けられています。これを受けて、大江町では、自らの事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に取り組むため、新たに本計画を策定することとしました。

(2) 計画の目的

本実行計画は、世界、国、山形県の動向を踏まえ、2050(令和32)年までにゼロカーボンシティを実現するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、町が事業者として自らの事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図るとともに、町の率先的な取組みを町民・事業者に示すことで町全体へ取組みの拡大を図ることを目的とします。

(3) 上位計画及び関連計画との位置づけ

本実行計画は、地球温暖化対策推進法の第21条第1項に基づく「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」であり、「第3次大江町環境基本計画」の一部として策定されるものです。

(4) 計画の期間及び目標年度

本実行計画の計画期間は、2025(令和7)年度を初年度とし、2030(令和12)年度までの6年間とします。

目標年度については、国の目標との整合を図り、2030(令和12)年度とします。

なお、気候変動を取り巻く動向に著しい変化等が起きた場合には、計画の点検、見直しを随時検討します。

(5) 計画の基準年度

国の地球温暖化対策計画*の基準年度を踏まえ、2013(平成25)年度とします。

(6) 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、本実行計画では、町が所有し、または管理する公共施設における全ての事務事業を対象とします。外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等については、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組みを講じるよう要請します。

なお、計画期間中に新設される施設等についても本計画の対象とします。

(7) 計画の対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法の第2条第3項に規定する次の7種類のうち、大江町の事務事業に伴い排出される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、及びハイドロフルオロカーボン類（HFC）とします。

【本実行計画で対象とする温室効果ガス】

温室効果ガス		主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	エネルギー起源	石炭、石油製品、天然ガス等の化石燃料の燃焼、電気の使用(火力発電所)等
	非エネルギー起源	廃棄物の焼却処理、セメントや石灰石製造等の工業プロセス等
メタン(CH ₄)		稲作、家畜の消化管内発酵、廃棄物の焼却処理、排水処理、自動車の走行等
一酸化二窒素(N ₂ O)		化石燃料の燃焼、化学肥料の使用、排水処理、自動車の走行等
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)		カーエアコンの使用・廃棄、冷凍空気調和機器・プラスチック・噴霧器・半導体素子等の製造、溶剤としての HFC の使用、クロロジフルオロメタン又は HFC の製造
パーフルオロカーボン類(PFCs)		アルミニウムの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用、PFCs の製造
六ふっ化硫黄(SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器・開閉器・遮断機その他の電気機械器具の使用・点検・排出、SF ₆ の製造
三ふっ化窒素(NF ₃)		半導体素子等の製造、NF ₃ の製造

注) ■の網掛けは本計画の対象外です。

(8) 温室効果ガス排出量の算定範囲及び算定方法

本実行計画の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は、町が運営・管理する事業・設備（車両・屋外照明を含む）であり、かつ、エネルギーの使用や下水の処理等の活動量を把握できる範囲とします。

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に基づく排出係数及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和6年4月 環境省）」を用います。

【本実行計画の温室効果ガス排出量算定範囲】

ガス種	活動の区分
二酸化炭素(CO ₂)	・燃料の使用 ・他人から供給された電気の使用
メタン(CH ₄)	・家庭用機器における燃料の使用 ・ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用 ・自動車の走行 ・下水の処理
一酸化二窒素(N ₂ O)	・家庭用機器における燃料の使用 ・ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用 ・自動車の走行 ・下水の処理
パーフルオロカーボン(HFC)	・カーエアコンの使用

2. 温室効果ガス排出量の現状

2-1 大江町の温室効果ガス排出状況

大江町の温室効果ガス排出量は、2023（令和5）年度において1,983t-CO₂であり、基準年度である2013（平成25）年度と比較して20.9%減少しました。

2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量のうちエネルギー起源の二酸化炭素排出量が1,957t-CO₂と98.7%を占めています。一方で、家庭用機器の使用、下水の処理に伴い発生するメタン、一酸化二窒素の排出量はそれぞれ8t-CO₂、14t-CO₂、カーエアコンの使用に伴い排出されるハイドロフルオロカーボン類（HFC）は4t-CO₂と温室効果ガス排出量に占める割合は小さくなっています。

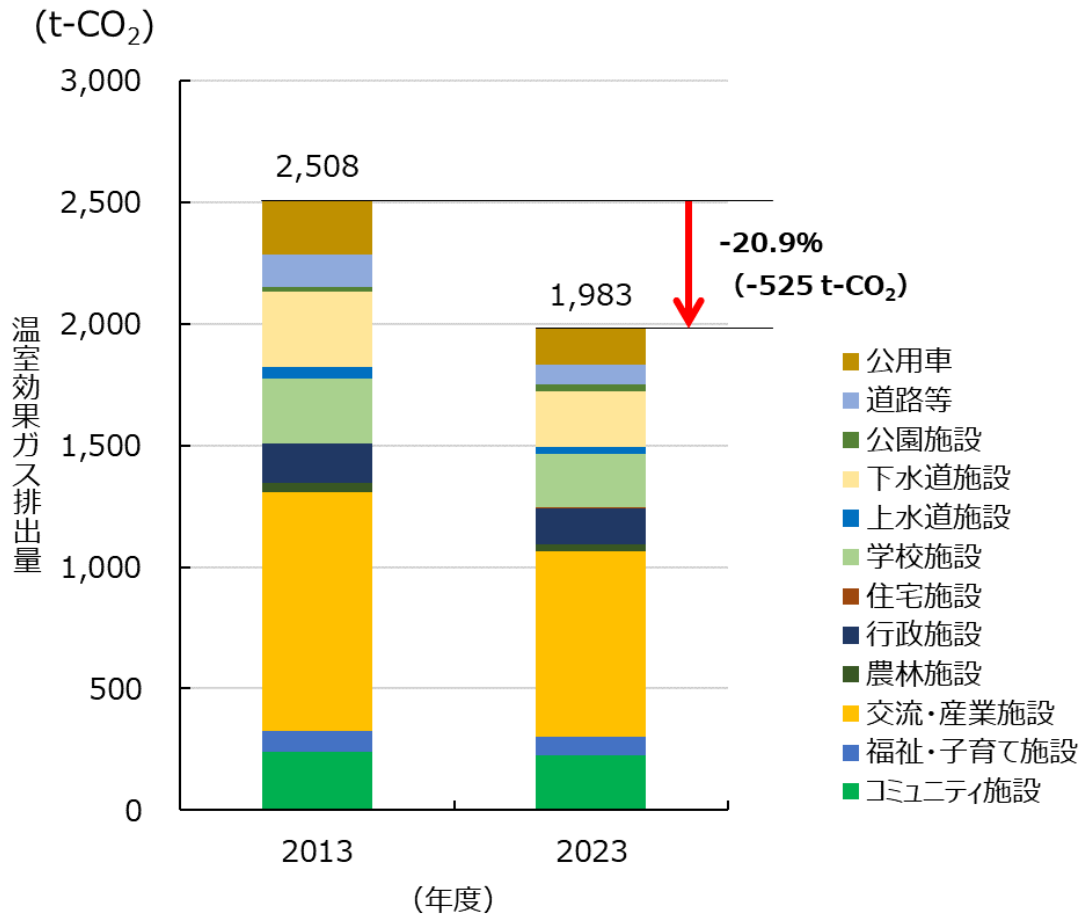
【大江町の温室効果ガス排出量の推移】

単位：t-CO₂

部門・分野		2013年度 (基準年度)	2023年度 (直近年度)	基準年度比 増減率	
二酸化炭素	エネルギー起源	コミュニティ施設	241	227	-5.5%
		福祉・子育て施設	85	77	-9.7%
		交流・産業施設	981	759	-22.6%
		農林施設	41	28	-31.2%
		行政施設	160	147	-8.2%
		住宅施設	2	7	261.3%
		学校施設	267	221	-17.1%
		上水道施設	44	25	-43.0%
		下水道施設	290	208	-28.3%
		公園施設	19	26	41.0%
		道路等	134	86	-36.0%
		公用車	219	145	-34.9%
メタン(CH ₄)		8	8	0.1%	
一酸化二窒素(N ₂ O)		14	14	0.1%	
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)		5	4	-21.0%	
合計		2,508	1,983	-	
基準年度比増減量		-	-525	-	
基準年度比増減率		-	-20.9%	-	

注)表示単位未満を四捨五入しているため、計算結果が表中の値と一致しない場合があります。

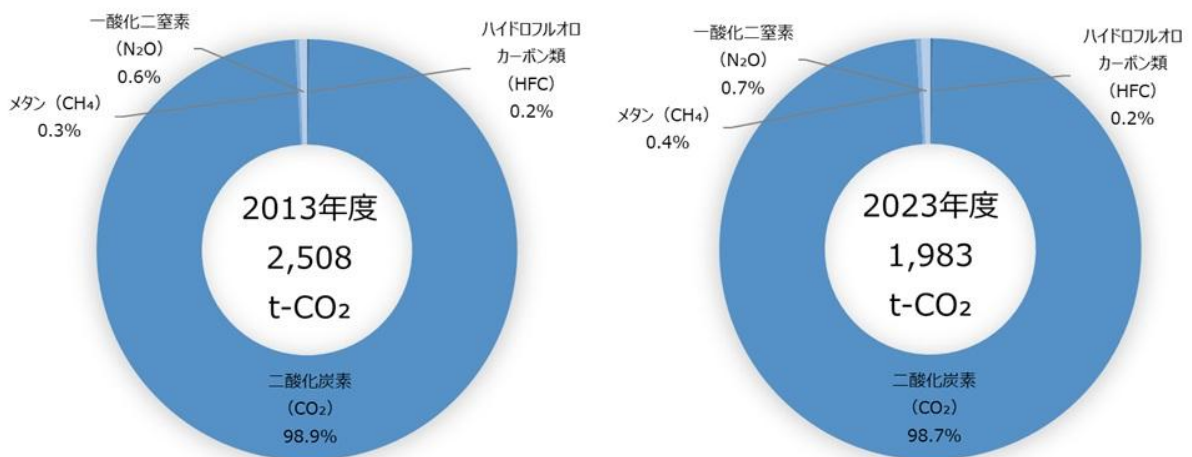
【温室効果ガス排出量の推移】



【温室効果ガス排出量の推移】

(2013(平成 25)年度)

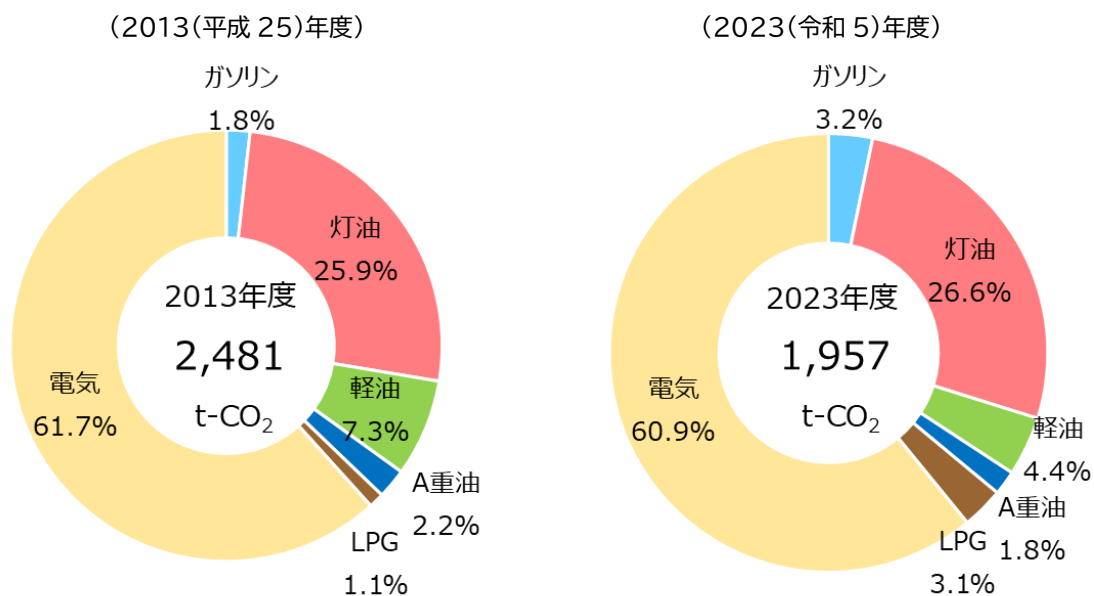
(2023(令和 5)年度)



(1) エネルギー起源の温室効果ガス排出状況

2023（令和 5）年度のエネルギー起源 CO₂ の排出量は 1,957t-CO₂ となっています。内訳をみると、電気が 1,192t-CO₂ と最も多く 60.9% を占めており、次いで、灯油が 521t-CO₂ と 26.6% を占めています。

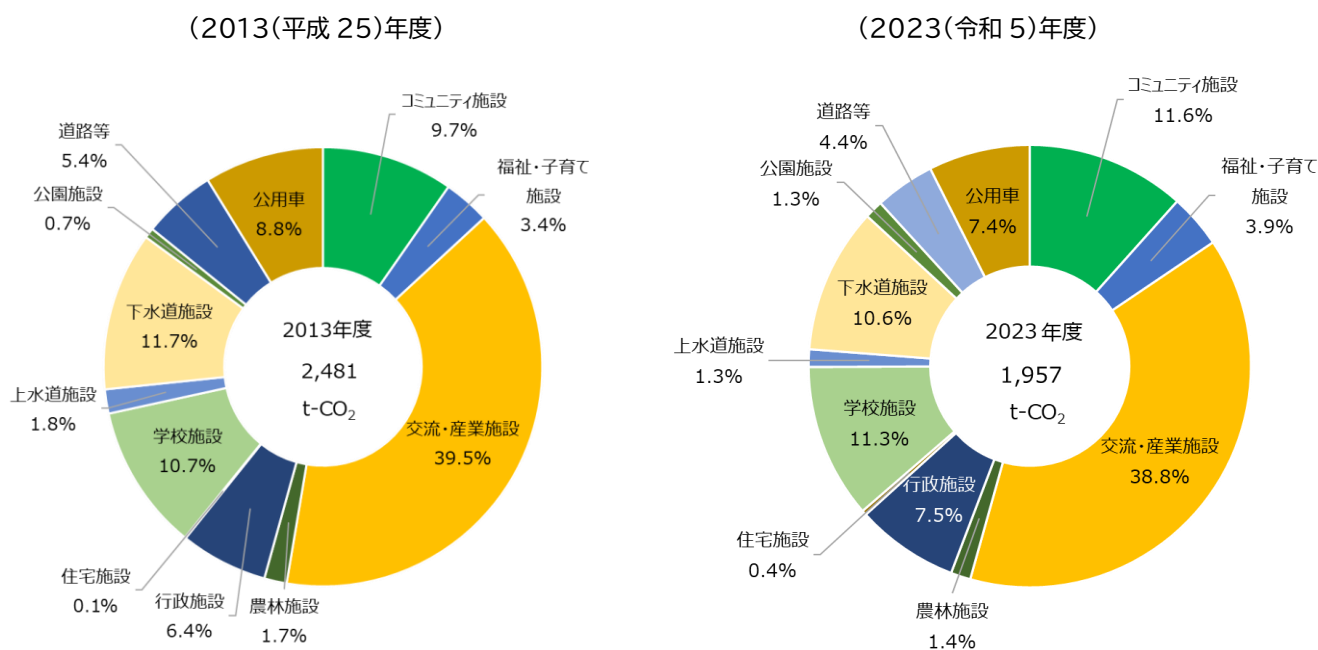
【エネルギー起源 CO₂ 排出量の内訳】



(2) エネルギー起源の施設別温室効果ガス排出状況

2023（令和 5）年度のエネルギー起源 CO₂ 排出量の割合を施設別にみると、文化・産業施設が 38.8% と最も多く占めており、次いで、コミュニティ施設が 11.6% となっています。

【温室効果ガス排出量の推移】



【2013 年度及び 2023 年度の温室効果ガス排出量算定に含まれる施設※1 と施設別区分】

施設別区分	施設等
コミュニティ施設	体育センター、西地区体育館、小鳥山スキー場、町民ふれあい会館、中央公民館、克雪管理センター、旧本郷西小学校、旧七軒東小学校、歴史民俗資料館
福祉・子育て施設	シニアセンター、保健センター、にじいろ保育園(旧さくら保育園、旧わかば保育園)※3、本郷東放課後児童クラブ
交流・産業施設	交流ステーション、道の駅テルメ柏陵案内センター、テルメ柏陵健康温泉館、柳川温泉、山里交流館、まちなか交流館、やまがた地鶏食鳥処理施設、町営バス車庫(旧スクールバス車庫)、朝日連峰古寺案内センター
農林施設	大山自然公園、小倉交流館、深沢共同作業所、美郷地区コミュニティセンター、麻積水林館※3、貫見こぶし館
行政施設	役場庁舎、小漆川倉庫、教育委員会バス車庫、消防ポンプ庫、赤色回転灯、防災行政無線
住宅施設※2	美郷住宅、西原住宅、大花住宅、みなみ団地
学校施設	左沢小学校、本郷東小学校、大江中学校、楯岡特別支援学校大江校(旧三郷小学校)
上水道施設	中央管理室、楯山配水場、柳川浄水場
下水道施設	浄化センター、楯山地区農業集落排水処理施設、深沢・伏熊地区農業集落排水処理施設
公園施設	蛍水運動公園、総合体育施設、十八才農村公園、蛍水ふるさと広場、野口沢公園、左沢駅前親水公園、西原公園、左沢中央通り公園、柏陵公園、美郷公園、森ノ宮公園、みなみ公園、一本橋公園
道路等	道路消雪、道路照明
公用車	庁用車、消防車両、除雪作業車、児童生徒送迎用バス、園児送迎バス、町営バス、福祉バス等

※1:温室効果ガス排出量算定に含まれる施設は、「大江町公共施設等総合管理計画」の対象施設を基本とし、2013(平成 25)年度、2023(令和 5)年度に供用中であり、大江町の事務事業に伴い P54 に示す温室効果ガスを排出する活動がある施設です。

※2:住宅施設のうち、個人の生活に伴う温室効果ガスの排出は家庭部門に該当することから対象外としています。

※3:■の網掛けは 2023(令和 5)年度現在、廃止された施設であることを示します。

2-2 活動量の状況

2023(令和 5)年度の大江町における温室効果ガスの排出に係る活動量の状況は以下に示すとおりです。

(1) ガソリン

主に公用車（乗用車）の燃料として使用されています。2023(令和 5)年度使用量は、27,263L となっています。

(2) 灯油

主にテルメ柏陵健康温泉館、柳川温泉、中央公民館、体育センター等において暖房の燃料として使用されています。2023(令和 5)年度使用量は、209,096L となっています。

(3) 軽油

主に公用車（除雪車やバス）の燃料として使用されています。2023(令和 5)年度使用量は、33,183L となっています。

(4) A 重油

役場庁舎でボイラー燃料として使用されています。2023(令和 5)年度使用量は、13,000L となっています。

(5) LPG

主に町民ふれあい会館、交流ステーション、道の駅おおえで燃料として使用されています。2023(令和 5)年度使用量は、9,648m³ となっています。

(6) 電気の使用量

主に浄化センター、小・中学校、体育センター等で使用されています。2023(令和 5)年度使用量は、2,515,152kWh となっています。

(7) 家庭用機器の使用

主に小倉交流館、浄化センターで使用されています。2023(令和 5)年度使用量は、LPG 2m³、灯油 1,592L となっています。

(8) 下水等の処理量

大江町浄化センター、榎山地区農業集落排水処理施設、深沢・伏熊地区農業集落排水処理施設で下水の処理が行われています。2023(令和 5)年度の処理量は、326,475m³ となっています。

(9) 公用車の走行距離

主にガソリンまたは軽油を燃料とする普通・小型乗用車の、2023(令和5)年度の走行距離合計は、391,328km となっています。

(10) カーエアコンの使用

カーエアコンが使用されている公用車の、2023(令和5)年度台数合計は、67 台となっています。

【大江町の活動量】

項目		単位	2013 (平成25)年度 (基準年度)	2023 (令和5)年度 (直近年度)
燃料の使用	ガソリン	L	18,934	27,263
	公用車	L	17,288	25,998
	公用車以外	L	1,645	1,265
	灯油	L	257,835	209,096
	軽油	L	70,179	33,183
	公用車	L	69,010	32,901
	公用車以外	L	1,169	282
	A重油	L	20,500	13,000
	LPG	m ³	4,486	9,648
電気の使用		kWh	2,589,413	2,515,152
家庭用機器 の使用	LPG	m ³	3	2
	灯油	L	1,790	1,592
下水等の処理量		m ³	326,111	326,475
公用車の走行距離		km	559,962	386,914
カーエアコンの使用		台	66	67

2-3 エネルギー使用量の状況

2023(令和 5)年度のエネルギー使用量(熱量換算)は 20,461GJ で、内訳をみると電気が44.3%と最も多く、次いで、灯油が37.5%となっています。

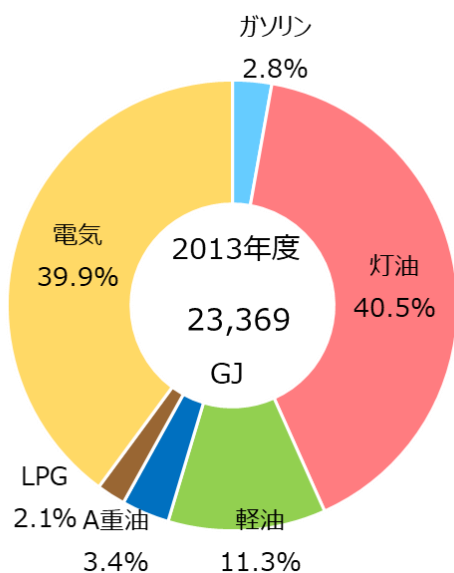
【エネルギー使用状況】

活動項目	固有単位	2013(平成 25)年度(基準年度)			2023(令和 5)年度(直近年度)		
		使用量	GJ	%	使用量	GJ	%
ガソリン	L	18,934	655	2.8	27,263	943	4.6
灯油	L	257,835	9,463	40.5	209,096	7,674	37.5
軽油	L	70,179	2,646	11.3	33,183	1,251	6.1
A重油	L	20,500	802	3.4	13,000	508	2.5
LPG	m ³	4,486	482	2.1	9,648	1,030	5.0
電気	kWh	2,589,413	9,322	39.9	2,515,152	9,055	44.3
合計	—	—	23,369	100.0	—	20,461	100.0

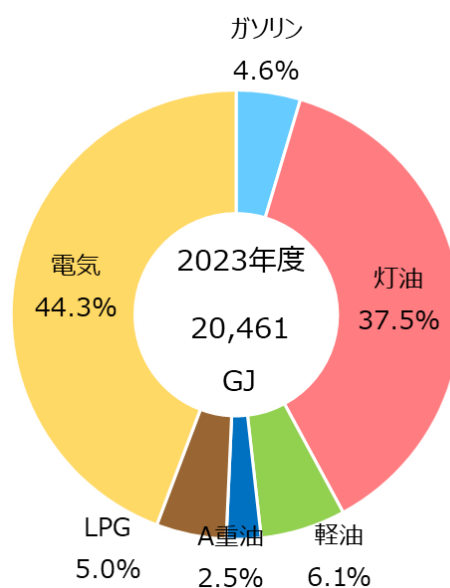
注)表示単位未滿を四捨五入しているため、計算結果が表中の値と一致しない場合があります。

【エネルギー使用状況】

(2013(平成 25)年度)



(2023(令和 5)年度)



3. 温室効果ガス排出量削減に向けた課題

大江町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題は、次のとおりです。

(1) 電気の使用量の削減

2023(令和5)年度において、エネルギー起源CO₂排出量に占める電気の割合は全体の約61%を占めています。削減に向けた取組みとして、電気の使用量を減らすとともに、使用する電気を再エネ由来のものへ転換することが有効です。

(2) 冬季のエネルギー使用量の削減

大江町は寒冷地で、冬季の暖房に使用するエネルギーが多くなっています。特に灯油は暖房での使用が多く、2023(令和5)年度におけるエネルギー起源CO₂排出量に占める割合は電気に次いで多くなっています。削減に向けた取組みとして、建物の高気密・高断熱化が有効です。

(3) 公用車による燃料使用量の削減

公用車による温室効果ガス排出量はエネルギー起源CO₂排出量の約8%を占めています。削減に向けた取組みとして、公用車を使用する際にはエコドライブやアイドリングストップを心掛け燃費良く走行することが有効です。また、次世代自動車(EV・FCV・PHEV・HV)等の燃費性能の優れた自動車へ代替することでCO₂排出量を減少させることができます。

(4) A重油燃料エネルギー使用量の削減

大江町は、ボイラーに使用するエネルギーが多くなっています。特にA重油はボイラーでの使用が多く、2023(令和5)年度におけるエネルギー起源CO₂排出量に占めるA重油の割合は軽油に次いで多くなっています。削減に向けた取組みとして、再エネ由来のものへ転換することが有効です。

4. 温室効果ガス排出量の削減目標

4-1 目標設定の考え方

町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量に対し削減目標を設定し、排出量を管理することとします。

目標の設定に当たっては、国等の削減目標を踏まえるとともに、国の地球温暖化対策計画に示された2030(令和12)年度における全電源平均の電気の二酸化炭素排出係数*(0.25kg-CO₂/kWh)を前提とした排出削減量の算定を踏まえ、各課等の取組みを計画的かつ着実に推進することによる削減を見込んで設定しました。

【目標設定の区分と活動の区分の対応】

目標設定の区分	活動の区分
事務事業に伴う排出量 (排水処理に伴う排出量を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の使用 ・燃料の使用 ・燃料の使用(自動車) ・家庭用機器での燃料の使用 ・カーエアコンの使用 ・下水の処理

4-2 基準年度

2013(平成25)年度を基準年度とし、国の削減目標との整合を図りながら町の事務事業の温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。



コラム: 国の事務事業における温室効果ガス削減目標

国の事務事業における温室効果ガスの削減目標として、2021(令和3)年に閣議決定された政府実行計画*の中で、2013(平成25)年度と比べ2030(令和12)年度までに50%削減することが掲げられました。同計画では、目標達成に向けた取組みとして、「太陽光発電の最大限導入」、「新築建築物のZEB*化」、「電動車・LED照明の導入徹底」、「積極的な再エネ電力調達」等が設定され、取組みが進められています。

【政府実行計画の概要】

政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画(温対法第20条)
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**(2013年度比)に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の約**50%以上**に**太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。
※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに**全て電動車**とする。



LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



出典: 首相官邸ウェブサイト「政府実行計画の概要」より

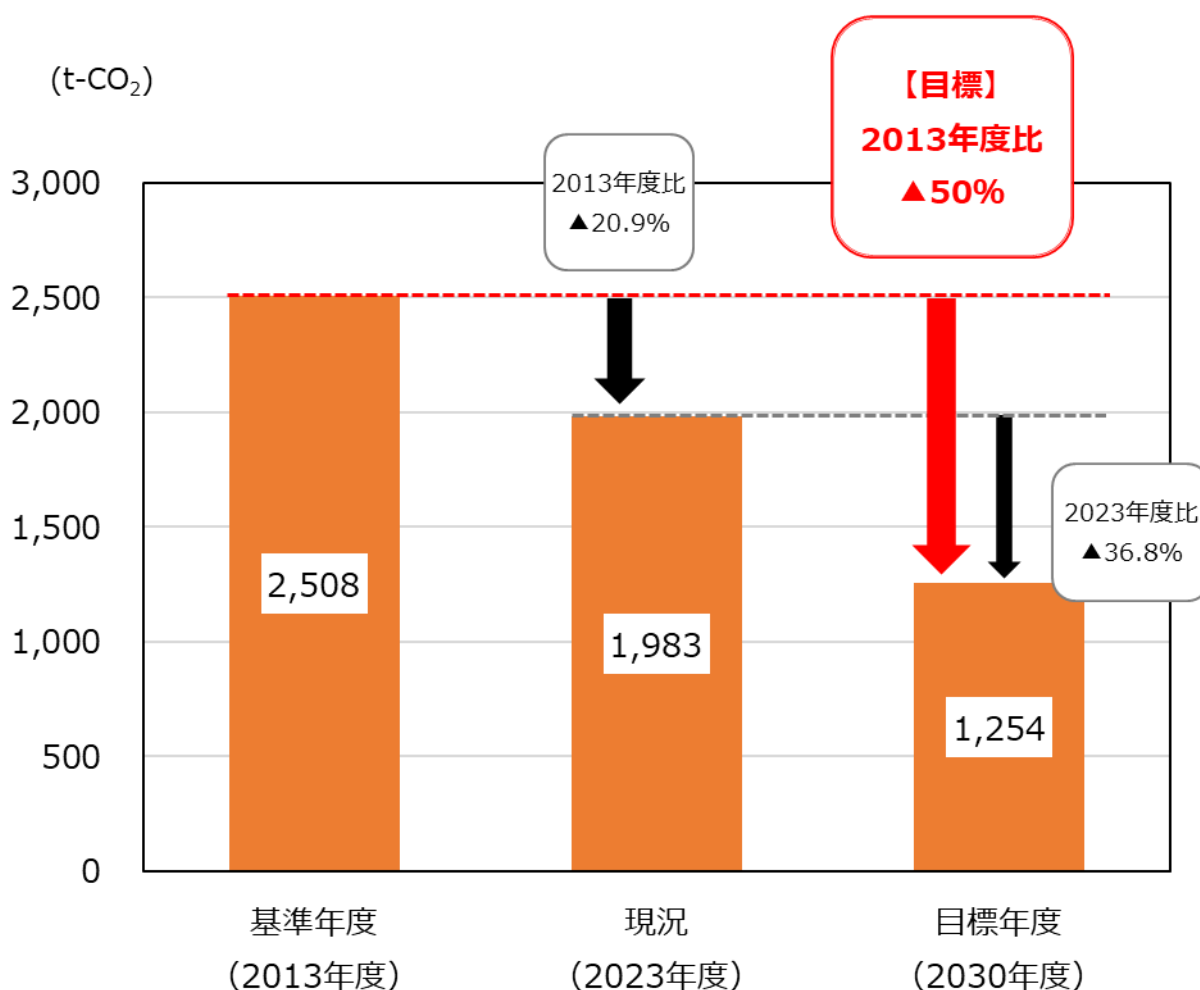
4-3 温室効果ガス削減目標

(1) 2030 年度（目標年度）温室効果ガスの削減目標

大江町では、町民や事業者の模範となる率先的な取組みが求められており、可能な限り国の目標達成に寄与していくため、2013（平成 25）年度と比較して、町の事務事業全体の排出量を 50%削減することを目指します。

【温室効果ガス削減目標】

2030(令和 12)年度に町の事務事業全体の
温室効果ガス排出量を
2013(平成 25)年度比で **50%削減**します。



注)毎年度公表される電気事業者別の基礎排出係数を使用

4-4 温室効果ガスの削減見込み

(1) 2030（令和12）年度に向けた対策による削減見込量

目標年度の温室効果ガス削減見込みは、以下のとおりです。国の「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度の全電源平均の電気の二酸化炭素排出係数の目標値は0.25kg-CO₂/kWhとされています。大江町で使用する電気の二酸化炭素排出係数も0.25kg-CO₂/kWhに低減された場合、基準年度比35.2%の削減となります。低排出係数の電力調達を行うとともに、建物の省エネルギー化、再生可能エネルギー導入等に取り組むことで目標の達成が見込まれます。

【電力の使用における温室効果ガス削減見込み】

区分	電力使用に伴う排出量(単位:t-CO ₂)
2013年度(基準年度)	2,508
2030年度(目標年度) 削減見込量	883
電気の排出係数の低減	883 ^{注1)}
2030年度(目標年度)	1,625
基準年度比削減率	35.2%

注) 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

注) 毎年度公表される電気事業者別の基礎排出係数を使用

注1) 2030(令和12)年度を基準に、全電源平均の電力排出係数0.25kg-CO₂/kWhから求めた排出量

5. 目標達成に向けた取組み

5-1 基本方針

職員の省エネ行動を一層強化するとともに、CO₂排出係数の少ない燃料に転換することや設備機器の更新に合わせた省エネ型の機器の導入、再生可能エネルギーの導入、次世代自動車の導入を検討していく等、ハード面の対策を合わせて行っていくことが重要です。

また、間接的な温室効果ガスの排出削減の取組みに関しても、環境負荷の少ない事務用品等の調達、物品の節約、用紙使用量の削減、節水等に努めることが必要です。

さらに、計画の実現には、職員一人ひとりの意識と行動が重要であることから、建築物の省エネルギー化・低炭素化に加えて、再生可能エネルギー等の導入推進、設備やサービスの調達・使用にあたっての取組み、町職員の意識改革・行動変容等に配慮して、積極的に地球温暖化対策を推進することとします。

5-2 目標達成に向けた指標

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、町有施設における取組みを率先して進めます。また、削減目標の達成に向けた指標を設け、取組みの進捗管理を行います。

組織・施設における事業内容により、削減が見込めない項目に関しては、目安としての目標値と捉えるものとします。また、その削減が見込めない分に関する温室効果ガス排出量は、他の項目により補うものと考えます。なお、電気の使用に関しては、政府の目標で2030（令和12）年度電気の排出係数を0.25kg-CO₂/kWhまで低減させることとなっています。大江町の事務事業においては、電気の排出係数の低減により温室効果ガス排出量全体で35.2%の削減が見込まれますが、2050（令和32）年度のカーボンニュートラルの実現を見据えて、目標年度までに電気の使用量についても削減することとします。

【目標達成に向けた指標】

指標	2013 (平成25)年度 (基準年度)	2030 (令和12)年度 (目標年度)
電気の使用量	2,589,413kWh	1,294,706kWh
重油の使用量	20,500L	10,250L
灯油の使用量	257,835L	128,918L
LP ガスの使用量	4,486m ³	2,243m ³
ガソリンの使用量	18,934L	9,467L
軽油の使用量	70,179L	35,090L

5-3 具体的な取組み

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、町有施設における取組みを率先して行います。

基本方針 1

建築物の省エネルギー化・低炭素化

(1) LED 照明の導入等

- 町有施設の照明設備の LED 化を進めるとともに、新築又は改築する際は、LED 照明を導入します。
- 新設及び更新する道路照明、防犯灯の LED 化を進めます。

(2) 断熱性能の向上

- 建築物の断熱性能の向上を図るため、断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入を進めます。

(3) 高効率空調設備の導入

- 町有施設の改修の際に、空気調和設備その他の機械換気設備を導入する場合には、高効率機器を導入します。

(4) 新築施設の ZEB 化の推進

- 今後予定する新築事業については原則 ZEB 化することを検討します。

(5) デマンド監視システムの導入

- 需要電力を常時監視し、設定値を超えると予測されるときに警報を発したり、負荷の制御を行ったりするデマンド監視システム*の導入を検討します。

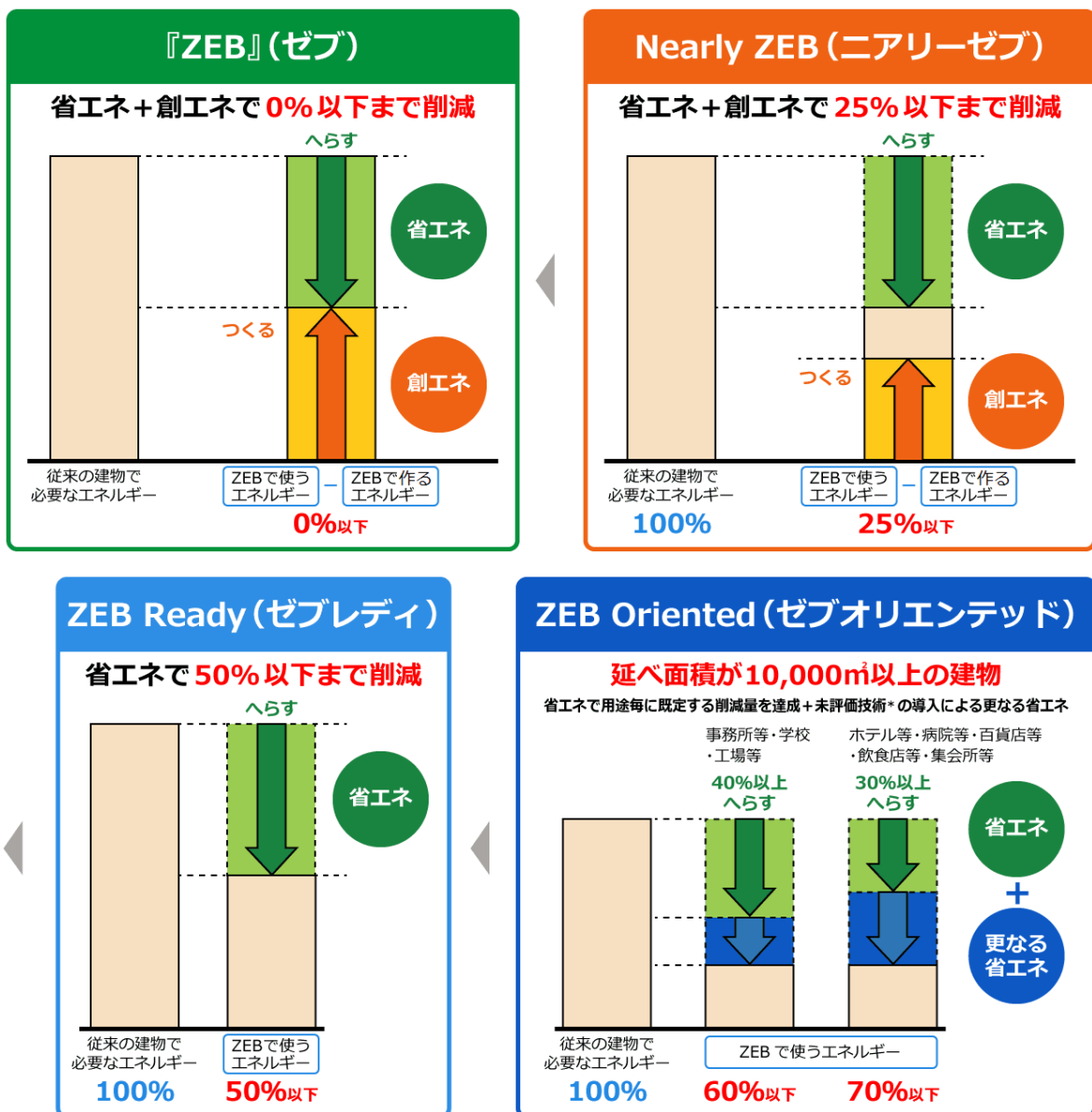


コラム:ZEB(ゼブ)の定義

ZEB (Net Zero Energy Building: ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) は、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。省エネによって使うエネルギーを削減し、再生可能エネルギーを利用することで、エネルギー消費量を正味ゼロにすることができます

建物のエネルギー消費量をゼロにするには、大幅な省エネルギーと、大量の再生可能エネルギーが必要です。そこで、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階のZEBが定義されています。

【ZEBの定義】



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

出典: 環境省ウェブサイト「ZEB PORTAL(ゼブ・ポータル)」より

(1) 町有施設への再生可能エネルギーの導入

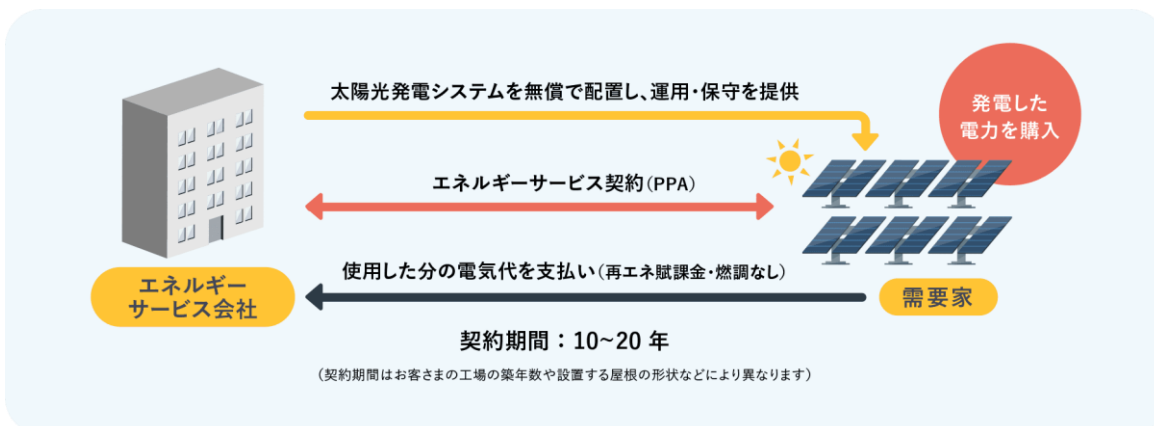
- 町有施設の新築・改築、大規模改修にあたっては、費用対効果を考慮した上で再生可能エネルギーの導入を図ります。導入の際には、初期投資ゼロかつエネルギーの地産地消が可能な PPA 等の活用も検討します。



コラム: PPA(パワー・パーチェス・アグリーメント)

PPA (Power Purchase Agreement : パワー・パーチェス・アグリーメント) は日本語で電力販売契約という意味です。施設の屋根や遊休地を発電事業者が借り、無償で太陽光発電システムを設置し、発電した電気を施設に供給する仕組みです。第三者所有モデルとも呼ばれています。初期投資ゼロで太陽光発電システムを設置し、その電気を使うことで、電気料金と温室効果ガスの削減が可能です。

【PPA のイメージ】



出典:環境省ウェブサイト「再エネスタート」より

(2) 蓄電池・EV等の電源リソースの活用検討

- 太陽光発電と併せて蓄電池*、電気自動車 (EV) 等を導入し、平時は再生可能エネルギーを効率的に利用するとともに、非常時の電力確保に向けた検討を進めます。

(1) EV・PHV等の電動車の導入等

- 公用車の新規導入・更新の際には、代替可能な電動車がない場合等を除き、電動車（電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）等）とすることを検討します。

(2) 再生可能エネルギー由来電力調達の検討

- 再生可能エネルギー由来の電力といった低排出係数の電力調達を検討します。

(3) 省エネ型機器の導入等

- 給湯設備や昇降機を導入する場合は、高効率機器を導入します。
- 0A機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、エネルギーを多く消費する旧型の機器の廃止・更新を計画的、重点的に進めるとともに、更新にあたっては、できるだけ省エネ型のものを選択します。

(4) 環境に配慮した物品調達の推進

- 必要なものを十分に検討し、調達する数量は必要最小限にするとともに、再生品や省エネ型製品等の環境配慮型製品を優先的に購入します。

(5) 公共建築物への地元産材利用の促進

- 町有施設の新築・改築、大規模改修にあたっては地元産材を積極的に利用します。

(6) フロン類の排出抑制

- 冷媒としてフロン類が使用されている業務用冷凍空調機器等は（簡易点検・定期点検の実施等行う等）適正に管理するとともに、当該機器等の整備時や廃棄時にはフロン類の充填や回収を適正に行い、オゾン層の破壊及び地球温暖化の原因となるフロン類の大气中への排出を抑制します。

(1) 照明に関する取組み

- 昼休み、残業時には業務に支障のない範囲内で不必要な照明を消灯します。
- 使用頻度が低いロッカー室、倉庫、トイレ等の照明は普段消灯し、使用時のみ点灯します。
- 不要な照明はこまめに消灯します。
- 自然光で必要照度が得られる場合には昼光利用し、照明灯の使用を控えます。
- 照明灯の使用時間を短縮するため残業時間を削減します。

(2) 空調、換気に関する取組み

- ブラインドやカーテンを利用し熱の出入りを調節します。
- 空調設備のフィルター清掃、稼働時間の点検等の保守管理を徹底します。
- 事務室及び館内の室温は、夏季は28℃程度、冬季は20℃程度の快適な温度に調節します。
- 夏季におけるクールビズに加え、通年エコスタイルを実施します。
- 使用していない部屋の空調は停止します。

(3) 事務機器に関する取組み

- 省エネモード機能を搭載している事務機器を使用する際は、省エネモードに設定します。
- 電力消費機器を使用しないときは、こまめに電源を切ります。
- 終業時及び長時間使用しない場合、コンセントから電源プラグを抜きます。
- パソコンの未使用時間が1時間30分未満は「スタンバイモード」に設定し、1時間30分以上は「シャットダウン」します。

(4) 移動手段に関する取組み

- 職員の通勤時におけるノーマイカーを推進し、徒歩等による健康増進やJR左沢線等の公共交通機関を積極的に利用していく「エコ通勤」を実施します。
- エレベーターの使用は極力避け、階段を利用するよう努めます。

(5) 公用車使用に関する取組み

- 公用車を利用する際は、各課で調整して極力乗合にする等の自動車使用の削減を図ります。
- タイヤの空気圧調整、黒煙排出状況の点検といった車両整備を適切に行います。
- 待機中はエンジンを停止し無駄なアイドリングをやめるようにします。急発進・急停止・急加速を避けるようにします。空ぶかしをしないようにします。
- 不要な積載物は、その都度、車から降ろすようにします。

(6) その他の電力使用機器等に関する取組み

- 省エネモード機能を搭載している電気温水器・温水洗浄便座は、省エネモードに設定します。
- 機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で電源を切るようにします。

(7) その他の取組み

- 会議には封筒を配布せず、外部からの出席者に対しても必要な場合のみに配布します。
- 使用済み封筒は、課内回覧用、庁内連絡用等に活用します。
- A4判1枚程度の簡潔な文書・資料の作成を目指します。
- 会議資料は資料枚数を減らすとともに必要最小限の部数とします。
- 資料については、多色刷りや色紙を極力避け、できる限り単色でわかりやすいものへと工夫します。
- チラシ・パンフレットは作り過ぎないようにします。
- 印刷物（報告書等）の枚数削減、部数削減を徹底します。
- 不要となったコピー用紙は、裏面印刷やメモ用紙として再利用します。
- 両面印刷・両面コピーを行い、ミスコピーをしないよう留意します。
- 水の有効利用を図るとともに、節水に努めます。
- 広報紙等を通じてごみの分別区分の周知を徹底し、廃棄物の適正処理及び削減を推進します。
- 資源ごみのリサイクルを促進するため、ごみの分別を徹底します。



コラム:みんなで取り組める地球温暖化対策

私たちは、日常生活や事業活動の中で、様々な電化製品を使用して温室効果ガスを排出しています。一人ひとりが家庭や事業所で地球温暖化対策を実践することで、それぞれの取組みの効果は小さくみえますが、全体では大きな削減に繋がります。

●照明器具・電球

<ul style="list-style-type: none"> ・点灯時間を短く (54W の白熱電球 1 灯の点灯時間を 1 日 1 時間短縮した場合) 	CO ₂ 削減量: 8.45kg/年 節約金額: 530 円/年
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型の LED ランプに取り換える (54W の白熱電球から 9W の LED ランプに交換した場合) 	CO ₂ 削減量: 38.61kg/年 節約金額: 2,430 円/年



【省エネのポイント】

白熱電球から LED ランプへ取り換えると約 83%、蛍光灯シーリングライトから LED シーリングライトへ取り換えると約 50%の省エネになります。

●エアコン

<ul style="list-style-type: none"> ・冷房は必要な時だけつける (設定温度 28℃で 1 日 1 時間短縮) 	CO ₂ 削減量: 8.05kg/年 節約金額: 510 円/年
<ul style="list-style-type: none"> ・暖房は必要な時だけつける (設定温度 20℃で 1 日 1 時間短縮) 	CO ₂ 削減量: 17.47kg/年 節約金額: 1,100 円/年
<ul style="list-style-type: none"> ・フィルターを月に 1 回か 2 回清掃 (フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較) 	CO ₂ 削減量: 13.70kg/年 節約金額: 860 円/年



【省エネのポイント】

エアコンの風向きは冷房では水平、暖房では下向きに設定すると効果的です。

●電気便座

<ul style="list-style-type: none"> ・使わないときはフタを閉める (フタを閉めた場合と開けっ放しの場合との比較(貯湯式)) 	CO ₂ 削減量: 14.97kg/年 節約金額: 940 円/年
<ul style="list-style-type: none"> ・暖房便座の温度は低めに (便座の設定温度を中→弱に下げた場合。冷房期間は便座の暖房を OFF) 	CO ₂ 削減量: 11.32kg/年 節約金額: 710 円/年
<ul style="list-style-type: none"> ・洗浄水の温度は低めに (洗浄水の設定温度を中→弱に下げた場合。) 	CO ₂ 削減量: 5.92kg/年 節約金額: 370 円/年



【省エネのポイント】

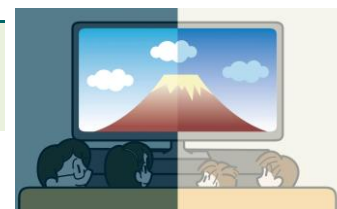
便座の温度設定は季節に合わせて温度調節したり、お出かけや就寝前はタイマー等の節電モードを使用することで省エネになります。

●テレビ

<ul style="list-style-type: none"> ・画面は明るすぎないようにする (テレビ(32V 型)の画面の輝度を最適(最大→中間)にした場合との比較) 	CO ₂ 削減量: 11.62kg/年 節約金額: 730 円/年
---	---

【省エネのポイント】

明るさセンサーや自動 OFF 等の省エネモードも活用できます。



●冷蔵庫

<ul style="list-style-type: none"> ・ものを詰め込みすぎない (詰め込んだ場合と半分にした場合の比較) 	CO ₂ 削減量:18.80kg/年 節約金額:1,180 円/年
<ul style="list-style-type: none"> ・開けている時間を短く (開けている時間が 20 秒間と 10 秒間の場合の比較) 	CO ₂ 削減量:2.61kg/年 節約金額:160 円/年
<ul style="list-style-type: none"> ・設定温度は適切に (周囲温度 22℃で、設定温度を強→中にした場合) 	CO ₂ 削減量:26.47kg/年 節約金額:1,670 円/年
<ul style="list-style-type: none"> ・壁から適切な間隔で設置 (上部と両側が壁に接している場合と片側が壁に接している場合との比較) 	CO ₂ 削減量:19.33kg/年 節約金額:1,220 円/年

【省エネのポイント】

冷蔵庫の中を定期的に整理することで、詰め込み過ぎを解消できます。温かいものは冷ましてから冷蔵庫に保存することで省エネになります。

24 時間 365 日稼動している冷蔵庫の対策は効果が大きくなります。10 年以上同じ冷蔵庫を使用している場合は、省エネ技術が進化しており買い替えも効果的です(冷蔵庫の平均使用年数 13.0 年)。



●電子レンジ

<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の下ごしらえに利用する (100gの食材を、1Lの水(27℃程度)に入れ沸騰させて煮る場合と、電子レンジで下ごしらえをした場合を比較(365日、1日1回使用)) 	◇葉菜(ほうれん草、キャベツ) CO ₂ 削減量:11.39kg/年 節約金額:990 円/年
	◇根菜(ジャガイモ、里芋) CO ₂ 削減量:9.99kg/年 節約金額:940 円/年
	◇果菜(ブロッコリー、カボチャ) CO ₂ 削減量:12.16kg/年 節約金額:1,070 円/年

【省エネのポイント】

電子レンジで半解凍した後、自然解凍すると味がよく、省エネの効果もあります。

固い野菜などは、電子レンジで加熱してから煮込むと楽ですよ

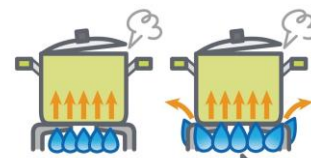


●ガスオーブン・ガスコンロ

<ul style="list-style-type: none"> ・こんろの炎が鍋底からはみ出さないように調節 (1日3回、水1L(20℃程度)を沸騰させる時、強火→中火にした場合) 	CO ₂ 削減量:4.87kg/年 節約金額:390 円/年
--	--

【省エネのポイント】

バーナーは目詰まりしないようこまめに掃除をしましょう。鍋の水滴をふき取ってからコンロに乗せる、コンロに乗せてから点火することでも省エネになります。



鍋底から火がはみ出すと、その分ムダになりますよ!

出典:「省エネ性能カタログ 家庭用 2024 年版」(経済産業省 資源エネルギー庁)

第9章 計画の推進に向けて

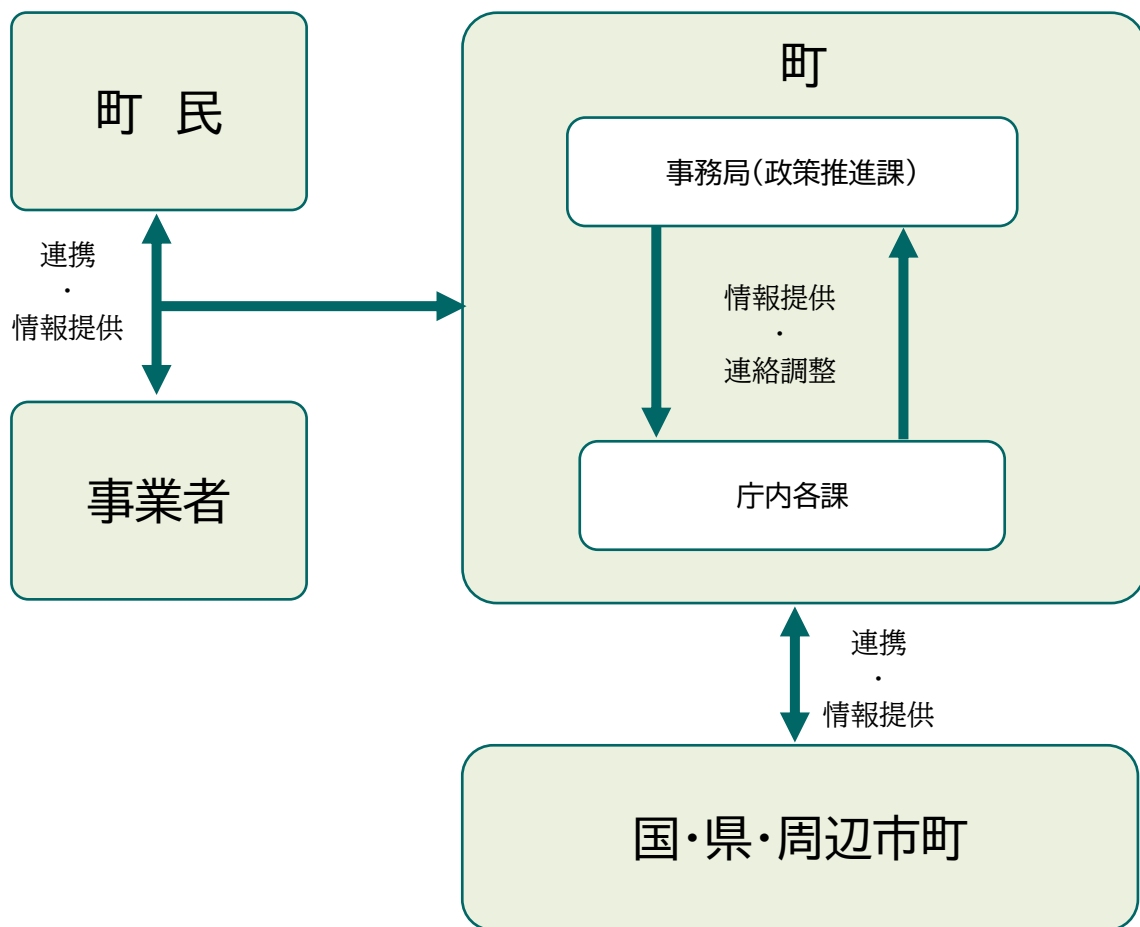
1. 計画の推進体制

環境基本計画を推進するため、町民・事業者・町の各主体が自覚と責任を持ち、連携して計画を推進します。

そのため、各主体が最新の環境情報を共有しながら、それぞれの立場でできること、連携してできることをお互いが協力し実践していきます。

また、庁内においては各課が横断的に計画の推進を図るとともに、国、県及び周辺市町との連携を図ります。

【第3次大江町環境基本計画の推進体制（令和7年3月時点）】

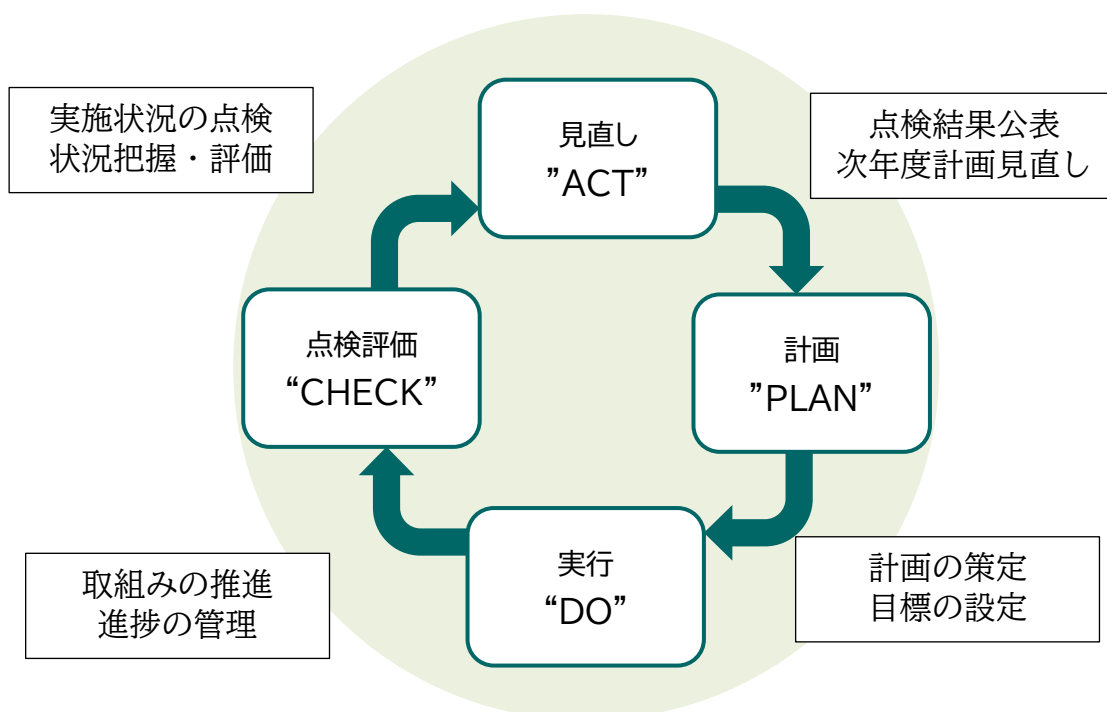


2. 計画の進行管理

本計画を着実に実施するため、環境基本条例の基本理念を踏まえながら、進行管理を実施します。本計画の推進、点検・評価及び見直しは、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルを用いて、「Plan・計画」→「Do・実行」→「Check・点検評価」→「Act・改善」という流れで行います。なお、計画の前提が大きく変わるような社会情勢の変化や法改正等が生じた場合、計画の目標や取組み等について、必要に応じて見直しを行うものとします。

環境の状況や、指標等により施策の進捗状況を点検・評価した結果は、年次報告として取りまとめ、広く町民・事業者公表します。

【PDCA サイクルによる進行管理のイメージ】



《 卷 末 資 料 》

1. 大江町環境基本条例

平成14年12月10日条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造(以下「良好な環境の保全等」という。)について基本理念を定め、並びに町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分において、環境への負荷を生じさせる原因となる活動を防止し、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で安全かつ快適な生活を確保することをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全等についての基本理念は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 良好な環境の保全等は、資源の循環を基本とした活動により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- (2) 良好な環境の保全等は、自然の生態の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行われなければならない。
- (3) 良好な環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、役割分担を明確にして主体的かつ積極的に行われなければならない。
- (4) 良好な環境の保全等は、国際的及び広域的立場に立って、あらゆる事業活動及び日常生活において自らの課題として認識し、積極的に推進されなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、その日常生活が良好な環境の保全等に密接にかかわっていることを深く認識し、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用、その他の環境への負荷の低減に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、当該事業活動によって生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、事業活動に関して環境への負荷の低減その他良好な環境の保全等に資するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うにあたって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めるものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その他の事業活動に関して環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(町の責務)

第6条 町は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、町民、事業者と協働して実施するものとする。

(施策の基本方針)

第7条 町は、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、実施するにあたっては、次の各号に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌、その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、町民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生態系の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境の保全を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的資源の保全及び活用を図り、快適な生活環境が創造されること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、町の良い環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良い環境の保全等に関する目標と総合的かつ長期的な施策の方向

(2) その他良い環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するにあたっては、町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前各項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第9条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 公害の原因となる行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為

(3) その他人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれのある行為

(良い環境の保全等に関する教育及び学習の推進)

第10条 町は、関係機関及び関係団体と協力して、良い環境の保全等に関し、環境教育及び学習の推進並びに広報活動の充実を図り、町民及び事業者等がその理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全活動の促進)

第11条 町は、町民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 町は、良い環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに環境保全活動の促進に資するため、個人及び法人の権利並びに利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の良い環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査等の体制の整備)

第13条 町は、環境の状況を把握し、良い環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な情報収集、調査、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第14条 町は、町民、事業者及び町がそれぞれの役割に応じかつ相互に連携して地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、国及び他の地方公共団体並びに関係機関と協力し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、町は、地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

2. 用語集

<あ行>

愛知目標

2020（令和2）年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された地球上の生物多様性を保全するための国際的な目標。2020（令和2）年までに達成させる目標として、生物の生息地が失われる速度を少なくとも半減させること等の20項目が定められたが、完全に達成した目標はゼロとされた。

エコドライブ

燃料消費量や二酸化炭素（CO₂）排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリングストップを励行する、経済速度を遵守する、急発進、急加速、急ブレーキを控える、タイヤ空気圧を適正にする等がある。

オゾン層の破壊

大気中に排出されたフロン等の化学物質が引き起こす現象。オゾン層は、成層圏で太陽光線の中の有害な紫外線を吸収することにより、生命を保護する役割を果たしているが、フロン等の化学物質は大気中で分解されず成層圏へ到達し、そこでオゾン層を破壊してしまう。オゾン層が減少すると、地表に達する有害紫外線の量（UV-B）が増え、皮膚がんや白内障等の増加、免疫機能の低下や成長阻害をはじめとする人体や動植物への様々な悪影響が懸念される。かつてはスプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤等からフロンが排出されていたが、フロン排出抑制法等により、現在はフロン類の回収が推進されている。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働き（温室効果）がある大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）等のガス。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類を温室効果ガスとしている。

<か行>

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、温室効果ガス排出量が実質ゼロであること。

外来生物

元来その地域に生息・生育していなかったが、人間の活動によって他の地域から移入された生物。国内のある地域に生息する生物を、国内の別の場所に持ち込んだ場合も外来生物に該当する。海外起源の外来生物のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものについては、外来生物法によって特定外来生物に規定されている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯等からの排水）を併せて処理することができる浄化槽。し尿のみを処理する単独処理浄化槽からの転換が進んでいる。

気候変動

数十年かそれ以上の期間にわたって気候の状態が変化すること。気候変動は、自然起源や人為起源により引き起こされると考えられており、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は、気候変動を「地球大気組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」としている。

気候変動適応計画

気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。「気候変動適応法」に基づき、2018（平成30）年11月27日に閣議決定された。2020（令和2）年に公表された「気候変動影響評価報告書」を踏まえ、2021（令和3）年に改定され、PDCAサイクルの下で、分野別施策及び基盤的施策に関するKPI（重要業績評価指標）の設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標の設定等による進捗管理等の実施について記載されている。また、2023（令和5）年には一部変更され、熱中症対策の強化が図られた。

気候変動適応法

気候変動に起因した生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が長期にわたり拡大する恐れがあることを受け、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることを目的とした法律。2018（平成30年）に施行され、2023（令和5）年の一部改正により、熱中症に関する政府の対策を示す実行計画策定や、熱中症の特別警戒情報の法定化といった熱中症予防強化の措置が講じられた。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988（昭和63）年に、国際連合環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた最新の科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

クリーンディーゼル自動車

ディーゼル自動車の排気ガスに含まれる窒素酸化物や粒子状物質等の有害物質を低減したディーゼル自動車。ガソリン自動車と比較して燃費が優れていることが多い。

国連気候変動枠組条約締約国会議

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として、1992（平成4）年に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、1995（平成7）年から毎年開催されている年次会議。

<さ行>

サーキュラー・エコノミー

あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化することを目指す社会経済システム。資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す。維持・長寿命化、シェアリング、再利用・再配分、改修・再製造、リサイクル等の経路を何重にも構築し、資源の廃棄を最小限にする。

再生可能エネルギー

化石燃料のように使えば減って枯渇するエネルギーに対し、使用しても枯渇することなく、繰り返し利用できるエネルギー。太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱、太陽熱、その他の自然界に存在する熱（温泉熱、雪氷熱等）、バイオマスエネルギー等がある。

産業管理外来種

外来生物のうち、産業又は公益性において重要で、代替性がない一方、生態系や農林水産業に被害を及ぼす恐れがあるため、これ以上の分布拡大がないよう適切な管理が必要なもの。ニジマス、セイヨウオオマルハナバチ等の18種が産業管理外来種に指定されている。

酸性雨

人為起源の窒素酸化物や硫黄酸化物を起源とする酸性物質を空気中で取り込み酸性化した雨。酸性雨により河川、湖沼が酸性化することで水生昆虫類、貝類が減少し、それらを餌とする魚類も減少する。また、地表の水や土壌の性質が変化することで植物が育ちにくくなり、最終的に森林全体が枯れて消失する恐れがある。

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等の自動車。いずれも従来のガソリン自動車より走行に伴う二酸化炭素の排出量が少ない設計になっている。燃費性能に優れた車種もあり、経済的なメリットも有している。

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村によって指定された、適切な冷房設備を有し、受入可能とする人数に応じた空間が適切に確保されている施設。開放可能日、時間帯等が公表される。庁舎、公民館、図書館等の公共施設のほか、地域によってはスーパー、薬局等の民間施設も指定されている。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄のスタイルを改め、限りある天然資源を大切にし、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて環境への負荷をできる限り低減しようとする社会のこと。

食品ロス

食べ残しや買いすぎにより、食べることができるのに捨てられてしまう食品のこと。家庭で発生する食品ロスには、食べきれずに廃棄される食べ残し、賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄される直接廃棄、厚くむき過ぎた野菜の皮等の不可食部分と共に除去された可食部分を廃棄する過剰除去がある。廃棄された食品の処分等に伴い発生する温室効果ガスは全体の10%程度を占めるとされている。

生態系

あるまとまった地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境の相互関係を統合的に一つのまとまりとして示したもの。例えば、池、森、山、海域等が、それぞれの生態系として扱われる。豊かな生態系からは、食料や水の供給、気候の安定など、生活に欠かせない様々な恩恵を受けており、それらを生態系サービスと呼ぶ。生態系の生物同士や生物と環境は相互に関係しており、開発等による環境の改変は、既存の生態系のバランスを崩してしまう恐れがある。

政府実行計画

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画。2013（平成25）年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度までに50%削減するという目標を設定し、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、公用車の電動化、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達等の措置を講ずることとしている。2025（令和7）年に見直しが行われ、これまでの目標の直線的な経路として、2035（令和17）年度に温室効果ガス65%削減、2040（令和22）年度に79%削減という新たな目標を設定し、目標達成に向けた取組みの強化が図られている。

生物多様性

様々な環境において、そこに生息・生育する生物が多様な形で直接的・間接的に関わり合っていることを示す概念。「生物多様性条約」では、生態系の多様性（森林、里地里山、河川、湿原など色々なタイプの自然）・種の多様性（動植物から細菌などの微生物まで様々な生物）・遺伝子の多様性（同じ種でも異なる遺伝子を持つことによる、形や模様、生態等における多様な個性）の3つのレベルから構成されており、それぞれの保全が重要とされている。

生物多様性国家戦略 2023-2030

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた、国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画。2030（令和12）年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略をとりまとめたもの。

ゼロカーボンシティ

2050（令和32）年までに二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの人為的な排出量を、森林等の吸収源による除去量と差し引きゼロにすることを目指す地方自治体。

<た行>

脱炭素社会

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出を防ぐために、化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図り、温室効果ガスの排出量が実質ゼロである社会のこと。

地球温暖化

人の活動の拡大によって、二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇すること。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に甚大な影響を与えることが懸念されている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための総合計画。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、2016（平成28）年に閣議決定され、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等が示されている。2021（令和3）年の改訂により、「2050年カーボンニュートラル」宣言及び2030（令和12）年度46%削減目標等の実現に向けた主な対策・施策として、自治体における促進区域の設定、住宅や建築物の省エネ基準への適合の義務付け拡大、イノベーション支援等が示された。また、2025（令和7）年の改定では、2050（令和32）年のカーボンニュートラル実現に向けた直線的経路にある目標として、2035（令和17）年度に温室効果ガスを60%、2040（令和22）年度に73%削減することが示された。

地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）

第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）において京都議定書が採択されたことを受け、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することを目的に、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組む枠組みを定めた法律。2021（令和3）年に一部を改正する法律案が閣議決定され、「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けること、地域の再エネ活用事業を促進すること、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等の措置が示された。

蓄電池

繰り返し充電して使用できる電池。二次電池とも呼ばれる。スマートフォンや電気自動車のバッテリー等に使用されているほか、再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及している。

デマンド監視システム

電力の有効活用とコスト抑制を行う装置。最大需用電力（デマンド）を把握し、あらかじめ設定した目標値を超過する恐れがある時、警報やランプで知らせる。また、設備を自動で停止・復帰する制御機能を付与することで、適切なデマンドの管理・電力の活用が可能となる。

電気自動車

外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を、電動モーターで動力に変換し走行する自動車。騒音・振動が少なく、走行中は二酸化炭素や有害物質を含んだ排気ガスが出ないため、環境問題の改善に期待されている。BEV、またはEVと略される。

電気の二酸化炭素排出係数

電力会社が一定の電力を作り出す際に排出した二酸化炭素（CO₂）の量を示す指標のこと。Kg-CO₂/kWh等の単位で表される。

<な行>

ネイチャーポジティブ（自然再興）

現在、地球全体で急速に生物が絶滅していく等、マイナス（ネガティブ）の状態にあるが、これを食い止め、自然が豊かに回復していくプラス（ポジティブ）の方向へ転換を図ること。2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せるためには、生態系が豊かになるような経済活動へ切り替えていく取組みが必要とされている。

燃料電池自動車

燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車。ガソリン車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。走行により排出するのは水のみで、二酸化炭素の排出はゼロである。FCVと略される。

<は行>

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもののこと。

ハイブリッド自動車

作動原理（エンジンとモーター等）または利用するエネルギー（ガソリンと電気等）のいずれかが異なる複数の動力源をもち、状況に応じて単独あるいは複数の動力源を用いた自動車。HEVと略される。ハイブリッドとは、異なるものの組み合わせによって生み出されるものを意味する言葉。HEVと略される。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動。

フードパントリー

経済的な理由等で食べ物を手に入れることが困難な人々に、無料で食品を配布する活動やその場所。

プラグインハイブリッド自動車

ハイブリッド自動車（HV）に外部充電機能を加えた自動車。充電用コンセントを用いて外部からバッテリーに充電することで、電気だけで走れる距離が大幅に長くなるというメリットがある。PHVと略される。

<ら行>

リサイクル (Recycle)

廃棄物などを原材料やエネルギー源として有効利用すること。再資源化。その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組みとして含まれる。

<英数字>

BEMS (ベムス)

「Building Energy Management System (ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム)」の略称であり、ビルや商業施設で使うエネルギーを節約するための管理システム。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムHEMS(「Home Energy Management System (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)」の略称)と同様にエネルギー消費量の「見える化」、各種設備・機器の自動制御をすることができ、類似システムとして工場を対象としたFEMS (フェムス) がある。

FEMS (フェムス)

「Factory Energy Management System (ファクトリー・エネルギー・マネジメント・システム)」の略称であり、工場において設備で使用するエネルギーを節約するための管理システム。設備、品種、ロットなど様々な粒度でエネルギー消費量の「見える化」、各種設備・機器・生産ライン等を自動制御できる。

OECM

Other Effective Area-based Conservation Measures (アザー・エフェクティブ・エリアベースド・コンサベーション・メジャーズ)」の略称で、企業有林や里地里山といった国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全し得る地域のこと。所有地や所管地をOECMとして国際データベースに登録し保全することが、30 by 30目標の達成に重要とされている。

PPA

「Power Purchase Agreement (パワー・パーチェス・アグリーメント)」の略称で、施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有・管理を行う会社 (PPA事業者) が太陽光発電設備を設置し、発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。初期費用がかからないほか、エネルギーの地産地消に繋がる。

SDGs

「Sustainable Development Goals (サステナブル・ディベロプメント・ゴールズ)」の略称であり、持続可能な開発目標と訳される。2030（令和12）年までに持続可能な世界を目指す国際目標で、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、社会、経済、環境の側面から捉えられた17のゴールの統合的解決を目指している。

ZEB（ゼブ）

「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）」の略称で、消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した事務所等の建物。

30 by 30(サーティ・バイ・サーティ)

ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を食い止め、回復させる）というゴールに向け、2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

第3次 大江町環境基本計画

発行：令和7年3月／山形県大江町
編集：大江町政策推進課

〒990-1101

山形県西村山郡大江町大字左沢882の1

TEL 0237-62-2118

FAX 0237-62-4736